

北海道大学法科大学院

自己点検評価書・外部評価報告書



第 1 号

目 次

まえがき	1
I 自己点検評価書	3
1 対象法科大学院の現況及び特徴	7
2 目的	8
3 章ごとの自己評価	9
第1章 教育目的	9
第2章 教育内容	13
第3章 教育方法	19
第4章 成績評価及び修了認定	25
第5章 教育内容等の改善措置	32
第6章 入学者選抜等	36
第7章 学生の支援体制	47
第8章 教員組織	54
第9章 管理運営等	65
第10章 施設、設備及び図書館等	77
II 外部評価報告書	87
上野 徹氏	89
向井 諭氏	92
村岡 啓一氏	97
山本 克巳氏	100
III 北海道大学法科大学院外部評価ヒアリング	103
1 はじめに	105
2 自己点検評価書の概要説明	106
3 質疑応答	117
4 まとめ	149
5 閉会	151
IV 北海道大学法科大学院外部評価委員名簿・北海道大学法科大学院点検評価専門委員会委員名簿	153
1 北海道大学法科大学院外部評価委員名簿	155
2 北海道大学法科大学院点検評価専門委員会委員名簿	155

ま え が き

北海道大学法科大学院は、創立5年目にあたる平成20年度、本法科大学院評価専門委員会による自己点検評価と外部評価委員による外部評価を実施した。本冊子は、この自己点検評価書と、外部評価報告書、および外部評価のためのヒアリングの記録を収めたものである。

自己点検評価は、独立行政法人大学大学評価・学位授与機構による認証評価の基準に準拠して行った。

司法制度改革の主要な柱として、質の高い法曹を養成すべく設けられた法科大学院制度は、これからの社会における法曹と市民のかかわりを大きく左右するものであるだけに、実際に質の高い法曹養成システムが維持構築されているのかを客観的に検証することの意義はことのほか大きい。そのためには、外部の有識者の客観的かつ厳正な評価を受けることが不可欠である。そこで、本法科大学院は、上野徹（文藝春秋社代表取締役社長）、向井諭（北海道弁護士会連合会理事長）、村岡啓一（一橋大学法科大学院長）、山本克己（京都大学法科大学院長）、の各氏に外部評価委員への就任をお願いした。ご多忙をきわめるなか、委員就任をご快諾くださり、多大の労をおとりいただいたことに、心からお礼を申し上げたい。

外部評価のためのヒアリングは、北大構内の銀杏並木の美しさが新聞等で紹介された直後の2008年10月31日に開催された。各委員には、事前に大部の資料をお読みいただき、当日は、本法科大学院の施設を視察いただくとともに、貴重なご意見を賜った。また、後日提出いただいた外部評価報告書は、そこで評価されたところは今後の大きな励みとなり、また、改善すべきとされたところは早急に改善の努力を必要とする自覚を強く促す、誠にかげがえのないものである。本法科大学院は、この自己点検・外部評価を踏まえ、大志ある法曹を北の大地から全国に送り出すべく、より一層の向上に努める所存である。

2009年1月

北海道大学法科大学院長 松久三四彦

I 自己点検評価書

自 己 点 検 評 価 書

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
(北海道大学法科大学院)

平成20年7月

北 海 道 大 学

目 次

1	対象法科大学院の現況及び特徴	7
2	目的	8
3	章ごとの自己評価	9
	第1章 教育目的	9
	第2章 教育内容	13
	第3章 教育方法	19
	第4章 成績評価及び修了認定	25
	第5章 教育内容等の改善措置	32
	第6章 入学者選抜等	36
	第7章 学生の支援体制	47
	第8章 教員組織	54
	第9章 管理運営等	65
	第10章 施設、設備及び図書館等	77

1 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
北海道大学大学院法学研究科・法律実務専攻
- (2) 所在地
北海道札幌市
- (3) 学生数及び教員数
学生数：259人
教員数：26人（うち実務家教員6人）

2 特徴

〔沿革〕

北海道大学法学部は、昭和28年に北海道大学法経学部から分離・独立し、継続的に講座数を拡充したあと、昭和49～52年に教育部36教育科目、研究部4部門12研究科目、入学定員220名に改組拡充した。研究部の設置と教授・助教授54名という教員定員は、当時全国の法学部の中でトップクラスの質と規模の教授陣を可能とし、その後の幅広い専門分野の先端的研究を基礎とする充実した教育の基礎になった。

昭和60年代以後は大学院の整備を進め、平成4年に2年制の専修コースを新設し、平成12年に大学院重点化し、入学者数を倍増した。この際に、研究部を改組して、高等法政教育研究センターを設立し、研究と教育の有機的連携体制を強化した。

〔本学・本研究科の伝統〕

北海道大学は、北海道開拓使札幌農学校の開校当初から、常に広く全国から有為の人材を集め、最先端の近代的教育によって優秀な卒業生を全国に送り出してきたが、それと同時に、地域と密接な連携を持ち、北海道開発に関わってきた。北海道大学法学部も創設以来常に、入学者の半数前後を北海道外から受け入れ、卒業生の多くを全国に送り出してきたが、同時に、地域と密接な連携を持ち、その発展に貢献してきた。この「教育の地方分権」的機能は本学・本研究科の地理的特色によるが、教員と学生の親密な関係に基づく少人数演習を重視した法学教育も、この伝統の一環をなすものであり、大規模地方都市に所在する基幹大学という特性を基礎にしている。

このような教育によって、北海道大学大学院法学研究科・法学部は、産業界・官界とともに

司法界に多くの人材を輩出し、平成8年から平成17年までの10年間に129名の司法試験合格者を法曹界に送り出した。平成18年には、新旧司法試験合わせて、40名の合格者を輩出した（旧試験14名、新試験26名）。平成19年には、合計57名（旧試験9名、新試験48名）の合格者を輩出した。

本研究科は、研究部そして高等法政教育研究センターによって研究活動と教育の有機的な連結を図ってきた。現在、本研究科は、科学研究費等による最先端の研究を全国の法学部の中でも特に積極的に推進しており、とりわけ、平成15年度より推進している21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」は、わが国の知的財産法をリードする研究拠点となっている。法科大学院の教育は、常にこれらの研究活動の成果を取り入れており、上記の21世紀COEプログラムの研究活動には、法科大学院生も様々な形で参加している。

〔法科大学院教育の特色〕

北海道大学法科大学院の26名の専任教員が法曹としての基礎力と応用力を確実に養成し、本研究科法学政治学専攻及び公共政策大学院の17名の兼任教員、19名の兼任教員が、幅広い分野の研究をふまえた学際的あるいは先端的領域での教育を展開し、変化する社会で活躍できる発展力を養成する。また、本法科大学院の教育は、上に述べた本学・本研究科の伝統を継承して、次のような特色を有している。

- ①全国の法曹志望者に開放された法科大学院をめざし、ホームページでの情報公開・PRに努め、東京試験会場の開催、首都圏でのエクスターンシップを実施している。
- ②実務法曹との連携による実務法教育の開発・実施を重視し、札幌弁護士会法科大学院支援委員会と協議を行い、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップを実施している。
- ③少人数教育体制を確保し、双方向的・多方向的授業・文書作成指導を重視した質的にも、個々の学生に応じた指導を実施している。
- ④法律・先端・学際的各分野において、より高度な知識・理解を求める者は、報告準備のための指導を受けられるようにしている。

2 目的

〔教育上の理念・目的〕

司法制度改革審議会意見書が指摘するように、グローバル化の中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、それぞれの分野で事前の行政規制よりも事後の司法チェックが重要になり、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっている。このような新しい社会状況において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応えられる応用力・発展力を持たなければならない。法科大学院は、この様々な社会領域の要請に応えられる多様な法曹を養成しなければならない。また、司法制度改革によって従来の司法研修所教育の一部を引き受けることになった法科大学院は、法学の基礎力のうえに、法実務の基礎を修得させなければならない。

〔養成しようとする法曹像〕

以上から、21世紀の法曹は、次のような能力・資質を備えていなければならないと考える。

- (i) 基本的法分野における体系的で深い理解
- (ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識
- (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- (iv) 柔軟で創造的な思考力
- (v) 交渉能力と説得能力
- (vi) 人権感覚・倫理性
- (vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- (viii) 他の専門分野に対する理解能力

これらのうち、(i) (iii) (iv) (v) (vi) は法曹のコモンベーシックをなす「基礎力」であり、(ii) (vii) (viii) は、各人がそれぞれの方向で法曹としての付加価値を高める「発展力」である。

〔教育内容・方法の特色〕

後者の発展力について、本法科大学院は、特に2つの分野での能力の養成を重視する。第1は、知的財産法など先端的なビジネスに強い法曹の養成である。グローバル化あるいは企業活動のコンプライアンス重視と相まって、今後ますますビジネスに法が浸透すると予想され、司法制度改革には経済界からのそのような要請に応える部分がある。第2は、市民生活に密着した法曹の養成である。社会への法の浸透はビジネスの分野に限られない。司法制度改革の目標である法の行き届いた社会を実現するには、このような法曹の存在が不可欠である。司法過疎の解消で求められているのも、この種の法曹である。

前者の基礎力の養成について、本法科大学院は、本学・本研究科の伝統と社会的位置を基礎に、次のような特色を持つ教育制度を構築し、教育を実施する。

- (i) 全国の多様な法曹志望者への開放性と透明性（PR、入試制度、成績評価などに関する）
- (ii) 実務法曹、とりわけ地域の弁護士会との連携による実務法教育の開発と実施
- (iii) 少人数教育の実施と、双方向的・多方向的授業・文書作成指導など個々の学生に応じた指導
- (iv) 法律・先端・学際的各分野においてより高度な知識・理解を求める者に対する指導

3 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況) 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻(以下、「本法科大学院」という。)は、21 世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を目的として、設置された。日本社会の基本的方向が、事前の行政規制から事後的な司法チェックに移りつつあることは、司法制度改革審議会意見書でも指摘されているとおりであるが、司法がその役割を十分に果たすには、司法を支える人的資源の充実が不可欠の課題であり、そのために上記のような能力を身につけた質の高い法曹を養成することが求められている。以上から、21 世紀の法曹は、次のような能力・資質を備えていなければならないと考える。

- (i) 基本的法分野における体系的で深い理解
- (ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識
- (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- (iv) 柔軟で創造的な思考力
- (v) 交渉能力と説得能力
- (vi) 人権感覚・倫理性
- (vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- (viii) 他の専門分野に対する理解能力

このような資質・能力をもつ法曹を養成するため、本法科大学院では、次のような体系的かつ一貫した施策を実施する。

- ① 上記の(i)～(viii)の資質・能力を開発しうる人材を発掘するためのアドミッション・ポリシーを実施し、入試制度を工夫する。これは、本法科大学院の教育理念にのっとり教育をする前提となっている。
 - ② そのようにして得られた人材に対して、上記の能力・資質が身につくように構想された体系的で実践的な教育プログラムを提供する。
 - ③ 組織的・系統的なファカルティ・ディベロップメントなどを通じて、提供する教育の質を維持しかつ向上させるように努める。
 - ④ 日常的な、きめ細かな修学指導などを通じて、学生の勉学意欲を喚起する。
 - ⑤ 厳格な成績評価によって、本学法科大学院修了生の質を確保する。
- 以上のような施策を実施することにより質の高い法曹を社会に輩出するよう努める。

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況) 本法科大学院で養成されるのは、コモンベーシックを身につけ、かつ、それぞれの方向において付加価値を持った法曹である。その付加価値の方向としては、2つのものを想定している。

第1は、先端的なビジネスに強い法曹である。グローバル化および企業活動のコンプライアンス重視と相まって、ビジネスには今後ますます法が浸透するものと予想されるし、今般の司法制度改革には経済界からの要請に基づく側面もあった。本法科大学院は、このような要請に対応する法曹を養成する。

第2は、市民生活に密着した法曹である。司法制度改革審議会意見書が目指す、法の行き届いた社会を実現するには、このような法曹の存在が不可欠であり、またいわゆる司法過疎の解消で求められているのも、この種の法曹である。本法科大学院では、このような法曹をも養成する。

このような法曹養成を実現するための教育内容として、次のような工夫を施す。

- ① まず、法曹としてのコモンベーシックを確保するための教育プログラム（基礎プログラム、法実務基礎プログラム、深化プログラム）を展開する。
- ② 次に、法曹としての付加価値を高めるための教育プログラムとして、先端・発展プログラムを用意し、知的財産法、企業法務などの先端ビジネス部門と環境法、医療訴訟などの生活関連部門という2つの部門を設ける。
- ③ ビジネスにおいても、生活においても、そこで活躍する法曹には幅広い知見が要求される。例えば国際ビジネスにおける比較法文化論、市民生活における法社会学等である。そこで、本法科大学院では、学際プログラムを設け、このような学際的な教育について、多彩で豊富な科目を提供する。
- ④ グローバル化が進捗している現代社会では、ビジネスにおいてはもちろんのこと、消費生活においても、インターネット取引におけるように、国際的なつながりが深まりつつある。そこで、先端・発展プログラム中に、主に国際関係を扱う共通科目群を用意する。

上記の各プログラムにおいて、当初の教育理念に沿った授業を展開し、多数の学生が履修し単位を修得している（例えば、先端・発展プログラムの知的財産法は学生のほぼ半数の23名が履修）。実務関連科目も、札幌弁護士会の全面的な支援を得て、充実した授業を行っている。

全体として、学生の満足度も高い（平成19年度の学生による授業アンケートの数値（択一式質問項目）は、基礎プログラム 3.96、法実務基礎プログラム 4.27、深化プログラム 3.89 と高く、平成18年度のそれぞれ 3.56、4.03、3.88 よりも向上している）。

平成18年度法科大学院修了者数は41名、留年者数は2名である。修了判定時の成績は優秀であり、38名が新司法試験を受験し、35名が短答式試験に合格し、最終合格者数は26名であり、合格率が高いという傾向が顕著である。

平成19年度法科大学院修了数は95名、留年者数は4名である。修了判定時の成績は

優秀であり、今年度修了者及び昨年度修了者の 98 名が、平成 19 年度の新司法試験を受験し、81 名が短答式試験に合格し、48 名が最終合格している。平成 20 年度の新司法試験では、本学法科大学院の 108 名の修了者が受験し、92 名が短答式試験に合格し、最終発表を待っている。

法科大学院の教育目的の達成度は、修了生の実務家としての活躍を見なければ判断できないが、修了者数・留年者数、修了判定時の成績、新司法試験の短答式試験合格者数・最終合格者数から判断すると、本法科大学院は、その養成しようとしている法曹像に適った教育を実施し、その成果を上げている。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

修了者数・留年者数、修了判定時の成績、司法試験の短答式試験合格者数（平成18・19・20年度）・最終合格者数（平成18・19年度）から判断すると、本法科大学院は、その養成しようとしている法曹像に適った教育を実施し、その成果を上げている。

(2) 改善を要する点：

該当なし。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況) 本法科大学院は、理論的教育と実務的教育を有機的・効果的に実施するため、以下の①～⑤の5つの教育プログラムを提供する。①②③はコモンベーシックの確保をめざしたプログラムであり、④⑤は法曹としての付加価値を高めるためのプログラムである。これらのうち、②③は、従来の法学部教育と違って、専門法曹養成のための高度な専門知識とその応用力の組織的な修得を目的とする。これに対し、法学未修者に対する①は、従来の法学部専門教育と内容が重なるが、訴訟等における法の実際の機能をふまえて教育する。他方、④⑤では、①(あるいは法学部専門教育)と②③で修得した法的専門知識をさらに高度化させて専門性を高めることを目的とし、あるいは修得した法的専門知識を法学以外の知識と関連させて視野を拡げることが目的とする。

①基礎プログラム：法律基本科目に関する基礎的知識を修得させるプログラム。

②法実務基礎プログラム：法曹のあり方や社会的役割を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務の架橋となるべきプログラム。このプログラムでは法曹に必要な基礎能力(リテラシー)や調査能力(外国法を含む)獲得も追求する。

③深化プログラム：基礎プログラムで修得した基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させるプログラム。

④先端・発展プログラム：知的財産法や環境法などの先端的法分野について深い専門知識を修得させるとともに、労働法、社会保障法など法律基本科目に対する関係で応用的・発展的な専門知識を修得させるプログラム。

⑤学際プログラム：基礎法学や政治学等の知見を修得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、さらにそれらの知見を法実践にも活かしようる能力の涵養をめざしたプログラム。

以上①～⑤の教育プログラムでは、双方向的多方向的授業を実施する。本法科大学院では、従来のように、授業を一方向的講義方式で行うのではなく、講義においても適宜確認の質問を行い、あるいはレポート等の文書を作成・提出させることで、学生の理解度をチェックするなどして、双方向的で、対話を盛り込んだ授業展開を図っている。このような教育手法を用いることによって、学生が修得した法的専門知識の応用力、分析力、表現力を体得させる。これによって、法科大学院修了以後に予定される司法試験、司法修習に向けた基本的な準備態勢が整えられることになる。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

(1) 本法科大学院の教育課程では、**法律基本科目**として、第1学年(3年課程1年次)で基礎プログラムの17科目、第2学年と第3学年で深化プログラムの14科目を展開する。**基礎プログラム**の憲法2科目、行政法2科目、民法4科目、商法3科目、民事訴訟法2科目、刑法2科目、刑事訴訟法2科目は、法律学の基礎を理解させるものである。入学試験の法律科目試験での高い成績をおさめたことにより、2年短縮課程に入学した者は、以上の科目の履修を免除される。**深化プログラム**の公法事例問題研究3科目、民事法事例問題研究5科目、商事法事例問題研究3科目、刑事法事例問題研究3科目は、基礎プログラムで修得した基礎知識を事例問題の検討を通して深化させるとともに、具体的な法律問題を解決する力を養う。以上の科目により、法律実務に必要な基本的な知識と能力を修得させる。

(2) **法律実務基礎科目**は、第2学年及び第3学年で展開している。法曹倫理Ⅰ・Ⅱ、民事実務演習、刑事実務演習A・B、ローヤリング＝クリニックA・Bは、実務家教員が担当する(法曹倫理は弁護士、民事実務演習は裁判官、刑事実務演習は検察官経験を有する弁護士と裁判官)。また、法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習A・Bでは、実例に基づく教材を用いて、実際の手続に即した授業をし、ローヤリング＝クリニックでは、弁護士教員が、札幌弁護士会の法律相談センターで法律相談実務の訓練をしている。法情報学は研究者教員が担当するが、法情報学では様々な法情報へのアクセス・検索の仕方を教えている。以上によって、法律実務に必要な基礎知識を与え基礎能力を涵養している。以上の授業は、札幌弁護士会法科大学院支援委員会との協力関係の下に実施している。

なお、部門共通のエクスターンシップ(1単位)、課外授業の模擬裁判も、法律実務への導入を図っている。

(3) **基礎法学・隣接科目**として、**学際プログラム**の15科目を展開する。人間や社会に対する関心を広げ、かつ理解を深めるための幅広い科目の展開を確保している。

(4) **展開・先端科目**は、**先端・発展プログラム**の〈先端ビジネス部門〉17科目、〈生活関連部門〉12科目、〈共通科目〉8科目、〈部門共通〉2科目、計39科目を展開している。そ

れらは、租税法、環境法、情報法などを含み、社会の多様な新しいニーズに応え、応用的先端的な法領域の基礎的な理解を与える。とりわけ、知的財産法は、本法科大学院の特色として、6科目・計12単位を展開し、実際に多くの学生が履修している。

学際プログラムの15科目では、基礎法学・政治学、さらには経済学・社会学等の知見を修得しつつ法を複眼的に見る能力を涵養し、**先端・発展プログラム**の39科目では、先端的・応用的な法分野・法律問題についてより専門的な知識を修得させる。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

(1) 本法科大学院では、**法律基本科目**として、次のものを展開している。

- ① 公法系科目は、基礎プログラム 6 単位、深化プログラム 6 単位、計 12 単位。
- ② 民事法系科目は、基礎プログラム 19 単位、深化プログラム 16 単位、計 35 単位。
- ③ 刑事法系科目は、基礎プログラム 7 単位、深化プログラム 6 単位、計 13 単位。

以上の科目は、選択必修であるが、基礎プログラム 32 単位の中の 28 単位、深化プログラム 28 単位の中の 24 単位の履修を義務づけ、選択必修としているので、各系科目の標準単位数の履修は確保されており、実質的には必修に近い。また、必修総単位数の 52 単位は標準総単位数 54 単位以下であり、最大履修可能単位数 60 単位は 62 単位 (= 54+8) 以下である。

(2) 本法科大学院では、**法律実務基礎科目**として、以下のものを展開している

① 法律実務基礎科目のうち、法曹倫理 2 単位、基礎的な民事訴訟実務 2 単位、基礎的な刑事訴訟実務 2 単位を、以下のように必修としている。

ア 法曹倫理 I (2 単位、弁護士倫理を中心とする総論) と法曹倫理 II (2 単位、法曹倫理の機能と課題の事例問題研究) のいずれかの履修を要する選択必修である。

イ 民事実務演習 (2 単位) は、実際の民事訴訟手続に即した事実の分析と主張の整理・構築方法を中心に、要件事実及び事実認定を教える必修科目である。

ウ 刑事実務演習 A (2 単位、検察官が担当。捜査・公判手続の実務と事実認定を説明)、刑事実務演習 B (2 単位、刑事裁判官が担当。刑事訴訟手続に即した事実認定能力、法的分析能力を涵養) のいずれかの履修を要する選択必修である。

② 法曹としての責任感や倫理観を涵養する教育は、「法曹倫理 I 及び II」のほかに、「ローヤリング=クリニック A 及び B」において独立したテーマの下に行っているが、

このほかにも、「民事法事例問題研究Ⅴ」及び「刑事法事例問題研究Ⅲ」において、他のテーマとの関連で実施している。

③ 法情報調査・法文書作成については、次の科目で指導している。

ア 法情報学（2単位）で、法令・判例・学説等の収集、収集した情報の調査・分析を教える。

イ 法文書作成の独立した科目はないが、次の科目で個別に法文書作成を指導している。ローヤリング＝クリニック（内容証明郵便、法律意見書の作成）、民事法事例問題研究Ⅴ（割賦販売契約書の作成）、刑事実務演習A（起訴状・冒頭陳述書・論告要旨等の起案）、医療訴訟（訴状、準備書面、証拠保全の申立書の起案）。以上のほか、模擬裁判では、判決書・弁論要旨を起案する指導を行っている。

④ 法曹の技能・責任を修得させるその他の科目

ア 模擬裁判は履修科目ではないが、平成18年度には、刑事実務演習AB・刑事法事例問題研究Ⅲの課外授業として、法務省法務総合研究所『公判演習教材第1号』を基礎に、刑事模擬裁判を実施した。

イウ ローヤリングとクリニックは、ローヤリング＝クリニックAB（2単位 選択科目）として展開している。

エ エクスターンシップは、先端・発展プログラム中の選択科目（1単位）として実施し、札幌のほか東京・旭川の弁護士事務所で実施している（平成16年度15名、平成17年度31名、平成18年度40名、平成19年度41名）。

⑤ 公法系の訴訟実務科目はない。専門的訴訟領域実務の科目としては、医療訴訟、企業法務（いずれも弁護士教員担当、2単位、選択科目）がある。

（3）**基礎法学・隣接科目**は、学際プログラムの15科目から4単位以上の修得を義務づけている。

（4）**展開・先端科目**は、〈先端ビジネス部門〉17科目、〈生活関連部門〉12科目、〈共通科目〉8科目、〈部門共通〉2科目を展開し、〈先端ビジネス部門〉〈生活関連部門〉のうち各学生が選択する部門から最低10単位以上、全部で15単位以上の履修を義務づけている。

基準2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

（基準2-1-4に係る状況）講義・演習とも1コマは90分であり、1週に1回ないし2回実施している。

第1学年（3年課程1年目）の授業学期については、春学期・夏学期・秋学期・冬学期の4学期制を採用し、各学期は7週からなる。第2学年・第3学年の授業学期は、前期・後期の2学期制であり、各学期は14週からなる。前期・後期の最後に1～2週間の補講期間を設けているほか、毎週木曜日の4講時・5講時に補講をできるようにしている。以上により、大学設置基準の規定する授業時間を確保している。休講・補

講の実施は、Web上の掲示板に必ずアップしており、記録を残している。

なお、未修者コース1年生の民法・刑法の理解を促進するために、基礎プログラムの民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、刑法Ⅰ・Ⅱについては、サブ・ゼミとして、実務家教員（非常勤講師）による民事法基礎ゼミ・刑事法基礎ゼミを展開している。民事法基礎ゼミは、平成16年度は年間10回、平成17年度、平成18年度は年間8回開講し、刑事法基礎ゼミは、平成17年度より年間3回開講している（1回は90分）。これらは、民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、刑法Ⅰ・Ⅱの補講として位置づけ、民事法基礎ゼミの成績は、民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの成績評価において、シラバス等で示した基準により考慮している。

エクスターンシップ（1単位）は、1～2週間の間で実施している。フィールドワーク（1単位）は、科目の性質上、授業時間の規定はないが、教務委員と担当教員2名の合議によるレポート評価において、大学設置基準の規定を考慮している。

なお、法令・判例新刊雑誌室において、毎年4月初めの2日間で計4回（各回30分～45分）、法科大学院生を対象に、どこに資料があり、どのように資料を探したらよいかを紹介するガイダンスを実施している。その際、法令・判例新刊雑誌室、附属図書館、法科大学院図書室の利用法、主な配架資料（冊子体）の紹介のほかに、判例カードの紹介、日本法オンラインデータベース（LEX/DB、法律判例文献情報、判例体系、法律時報文献月報、現行法規）の案内をしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

本法科大学院の教育内容は、以下の3つの点で優れていると考えている。いずれも、視野の広い多様な法律家の養成を目的とする。

1 札幌弁護士会との恒常的な協力体制を構築し、法律実務基礎科目の内容・実施を準備したことにより、法律実務基礎科目の内容がバランスの取れた、高いレベルのものになっている。さらに、第1学年で展開される法律基本科目（基礎プログラム）においても実務家教員と連携して、民法Ⅰ～Ⅳ、刑法Ⅰ～Ⅱの補助授業として、民事法基礎ゼミ、刑事法基礎ゼミを展開している。この授業では、実務家教員と研究者教員が共同して、授業計画をたて、教材を準備し、学期中もメーリングリスト等により意見を交換して授業を運営している。学生も少人数のグループでITを活用して授業の準備段階から議論するようにしている。さらに夏合宿・夏季特別研修等への参加などをも通して、法学未修者が早い段階で実務法曹に接することにより、よりスムーズに法律の考え方を修得し、学修意欲へのインセンティブを得るとともに、法律家の考え方・法曹倫理等を直接に学ぶようにしている。

2 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で、高度な内容の科目を幅広く提供している。すなわち、基礎法学・隣接科目では15科目展開し4単位の修得を課し、展開・先端科目では39科目を展開し、15単位以上の履修を義務づけているなど、応用力・発展力を身につけるよう促している。

3 21世紀COE拠点（平成20年度からは、グローバルCOE）と連携して、知的財産法について充実した教育を提供している。すなわち、知的財産法では、特許法・著作権法だけでなく不正競争防止法・商標法に及ぶ講義・演習を展開し（計12単位）、演習では、参加している弁護士、弁理士、元裁判官、企業法務経験者などの実務的知見に接するようにさせている。また、COEの成果に基づく教材を編集・活用している。優秀な者には、研究会での発表、COE発行の雑誌「知的財産法政策学研究」への論文掲載を認め、一歩進んだ研究を促している。

(2) 改善を要する点：

3年課程1年目の基礎プログラムの科目（憲法、民法、刑法）の一部では補講をせざるを得ないという状況である。1年という短い期間に法学未修者に法学の基礎を理解させることが容易でないためであるが、カリキュラムの見直しと教える内容の絞り込み、教育方法の再検討が課題と考えている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況) 法律基本科目である**基礎プログラム**と**深化プログラム**、理論と実務の架橋をなす**法実務基礎プログラム**の科目(法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習)は、進級要件を課するという厳格な学年配当制のもとで、選択必修ないし必修としており、また、受講者は法科大学院の学生に限られているため、学生数については、適切な規模を維持している。

また、法曹としての付加価値を高めることを目標とした**先端・発展プログラム**及び**学際プログラム**では、学生の自発性を発揮しうるように、緩やかな選択必修制が採られているので、これもほぼ適切な規模で行っている。

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況) 本法科大学院の入学定員は100名で、そのうち3年課程に50人、2年課程に50人を目途に受け入れており、実数は入学定員を若干前後するにすぎない。したがって、法律基本科目のうち、1年次配当である**基礎プログラム**はもちろん、2クラスに分けて、行っている2年次・3年次配当の**深化プログラム**の授業も、80人を超えるものはない。1クラスの学生数の最大は、次の通りである。

	基礎プログラム	深化プログラム	法実務基礎プログラム
平成16年度	52人	46人	8人
平成17年度	38人	58人	43人
平成18年度	55人	74人	52人
平成19年度	52人	73人	56人
平成20年度(1学期)	42人	60人	76人

(出典：履修者名簿出力確認表より作成)

クラスは、3年課程2年次生と2年課程1年次生で分けているが、同一時間帯で開講されている他の科目との関係でクラス変更を希望する学生には、学事担当備え付けの台帳にクラス変更希望理由とともに登録させ、クラスサイズが50人を標準とすることを考慮して、調整を図っている(教務委員会が文書を掲示している)。

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院の教育カリキュラムは、①基礎プログラム、②法実務基礎プログラム、③深化プログラム、④先端・発展プログラム、⑤学際プログラムから構成されており、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力、その他法曹として必要な能力を育成するための体系的なカリキュラムを展開するとともに、教材についても、教員が独自に作成したものを使用する等の工夫をし、授業科目の性質に応じた授業方法を採用している。

授業の方法は、一般に学生との対話を盛り込んだ**双方向的・多方向的**なものであるが、各教育プログラムの趣旨・目的に応じて、その双方向性の仕方を工夫している。基礎的知識の習得を目指す**基礎プログラム**にあっては、知識を効率的に教授できる講義方式を中心としつつ、適宜確認の質問等をするなどして双方向性を確保している。この基礎的知識を前提に、さらに法律基本科目に対する理解を深化させる**深化プログラム**では、事例に基づきつつ、学生との問答を通じて授業を展開する対話方式が中核となる。さらに理論と実務の架橋を図る**法実務基礎プログラム**では、基礎プログラムや深化プログラムよりも少人数の演習形式で授業を展開する。また法実務基礎プログラムでも、ローヤリング＝クリニックでは実際の相談者に応対することで実習的な要素も取り込んでいる。

授業は**学習支援情報共有システム**（平成 20 年度に、DocuShare から法シェアに移行）を利用することができ、十分な予習を前提として行っている（学習支援情報共有システムについては、本評価書Ⅲ第 7 章の基準 7-1 「学習支援」参照）。特に、3 年課程 1 年次生を対象とする民法基礎ゼミの担当教員メーリングリストによるやりとりは 5 000 通を超える。このような緊密な連携と協議に基づいて授業を行っており、教材・参考答案や学生の「質問と解答」などが DocuShare に蓄積されている。

深化プログラムでは、受講者にはあらかじめ事例式の問題と参考裁判例を与え、受講者は参考裁判例や教科書等を参照しながら、事例式の問題に対する自分なりの考え方をまとめておく。授業では、まず基本的な事項（例えば、参考裁判例に対する理解の仕方等）について質問を行い、理解の共通化を図った後、事例式問題の検討に進む。ここでも受講者に適宜発表させながら、双方向的に授業を展開することにより、問題発見能力、調査能力、問題解決能力、口頭での表現力を育成している。さらにレポートないし答案を提出させ、これに添削等の文書作成指導（15 回の授業で 1 人につき 2～5 回）を行うことで、深い理解のみならず、それを的確に表現する表現力を身につけさせている。

クリニック及びエクスターンシップにおいては、ガイダンスを行い、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督を行っている。

エクスターンシップは、教務委員会およびエクスターンシップ担当教員が管轄し、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて、研修学生を適切に指導監督している。単位認定と評価は、研修先からの「エクスターンシップ評価報告書」及び本人の「エクスターンシップ実習報告書」をもとに、行っている。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取ることはないよう、ガイダンス及び研修先との連絡においてその都度確認している。

(2) 学生にはシラバスを配布し、1年間の授業計画、各授業の目的、内容、成績評価基準等を事前に提示している。また、担当教員は、学生の理解度を把握するため、授業の進行の合間に小テストを実施するなど理解度をきめ細かくチェックし、理解が不十分と確認した部分については、特に丁寧な指導を行うなど、学生が事前事後の学習を効果的に行うための措置をとっている。

(3) 授業内容に関する学生の質問等を受けつけるために、**オフィスアワー制**を実施している。また、学生の修学指導を行うため、**クラス担任制**を導入している(1学年2名)。クラス担任は、定期試験における全学生の成績を掌握し、不可が目立つ学生についてはその原因を調査する。成績不良が改善されない学生に対しては、法律実務専攻長(法科大学院長)が直接指導・注意を行っている。また、学生の学習環境の充実(例えば、法科大学院図書室における図書の充実)に努めるべく、**学習支援委員**を置いて、きめ細かな履修指導態勢をとっている。さらに、平成18年度からは、進級できなかった学生(留年学生)に対して、その修学相談に応ずるとともに修学指導など必要な方策を講じる担当教員をつけている。《資料「留年学生への指導方法について」》、

資料「留年学生への指導方法について」

進級できなかった学生への指導方法について

- 1 進級できなかった学生(以下、「留年学生」という。)に対して、法科大学院長は、教務委員会委員長の推薦する専任教員を、留年学生の担当教員として指名する。この際、クラス担任を担当教員とすることを妨げない。
- 2 担当教員は、日常的に留年学生の修学相談に乗るとともに、修学指導など必要な方策を講じるものとする。

(出典：平成18年4月20日教員会議配布資料〔決定〕)

(4) 法科大学院生に、専用の自習室に、各人一人ずつ学習のために、仕切りつきの専用の固定した席を割り当て、24時間、土日の利用が可能である。この法科大学院自習室は、附属図書館や法令・判例新刊雑誌室に近接しているので、膨大な図書資料や最新法律情報に容易にアクセスすることができる。他方で、ID付与により、学生は電子ロー・ライブラリーを学内外から利用することができる。このように、図書等の資料及び学習空間においても抜群の環境を用意している。

(5) 集中講義を実施する場合には、当該科目の内容を十分に理解させるため、実施期間が重ならないように日程を考慮し、かつ、一日あたりの授業コマ数を3~4とし、授

業を受ける者が十分に授業時間外の学習時間を確保できるように、配慮している。

(6) なお、平成 18 年度に、第 1 学年の希望者を対象に夏合宿（民法基礎ゼミ）を行い、第 2 学年・第 3 学年においては、応募学生が、教員 2 名弁護士 2 名とともに、移動法律相談（旭川）を行った。いずれの企画も、法律家のイメージを形成し修学意欲を強固なものとするうえで、大きな意味があった。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況) 本法科大学院は、3年課程・2年課程を置き、上記の基準を充たしている。第1年次及び第2年次においては、それぞれ36単位であり、第3年次においては44単位以内としている。《資料「キャップ制に関する規定」》

資料「キャップ制に関する規定」

法学研究科規程（抜粋）

第23条 法律実務専攻において、履修登録することができる授業科目の単位数は、原則として第1年次及び第2年次において各36単位以内、第3年次においては44単位以内とする。ただし、法学既修者にあつては、原則として第1年次に36単位以内、第2年次に44単位以内とする。

(出典：平成20年度学生便覧（法科大学院）65頁)

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 カリキュラムが体系的に構築され、研究者教員と実務家教員が、それぞれの知識・能力を活かした授業を熱心に展開していること、特に、深化プログラムでは、レポートに対する添削返却を組み込んでいる授業が少なくないことは、法律家の養成に大きく資するものである。

2 学生全員に電子ロー・ライブラリーの利用IDが付与され学内外から利用できること、さらに、法科大学院専用の図書室を擁するだけでなく、専用の固定席のある自習室が、膨大な図書等の資料を有する附属図書館や、最新情報にアクセスできる法令・判例新刊雑誌室に近接していることも、優れた学習環境である。

3 留年学生に対して、修学指導を目的とする担当教員をつける制度を導入したことは、適性がありながらも授業に適切に対応できない学生を手厚くバックアップするものである。このような指導を受けて法曹になった者は、後進の指導や法律家としての活動のなかに、自ずと厚みをもたらすものである。

(2) 改善を要する点：

該当なし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 本法科大学院の成績評価は、きめ細かな成績評価を可能とするため、5段階（秀・優・良・可・不可）の評価制度を採用している。成績評価の方法として、厳格な絶対評価も厳格な相対評価も採用せず、各教員の教育的判断を尊重する方式をとっている。ただし、事前にシラバスの「評価の方法」の項目において学生に周知せしめ、また、以下に述べるように、試験を担当した教員に成績判定会議での説明を要求している。

(2) 成績評価の公平性・透明性を確保するため、成績判定会議を設けている。この会議に出席するのは、基礎プログラム及び深化プログラム科目の担当者、5名以上の履修者のある科目の担当者、法科大学院長、教務委員である。この会議において、各試験科目の担当者は試験問題・評価基準・評価分布表をそれぞれ報告し、それらについて詳細な検討を行っている。その際、履修者数及び科目の特性に照らしても、なお成績分布が極端である場合には、成績判定会議において、法科大学院の教務委員会委員が担当教員にその理由の説明を求めている。なお、成績判定会議においては、学生の全体的な傾向についても意見交換を行っている。成績判定会議の後、法科大学院教員会議で最終の成績判定を行っているため、成績評価の公平性はいっそう確保されている。

(3) 成績評価の結果が個々の学生へ通知された後、成績分布を掲示し、公表している。なお、公表する科目は、基礎プログラム・深化プログラムに属する科目と、5名以上の履修者のある科目である。成績分布を公表する目的が成績評価への信頼感の醸成、および学習の動機づけにあることを考えると、全科目について公表することが望ましいが、一方で、履修者が少数の授業科目では個人の成績が特定されることが懸念されるため、上記のように限定している。また、担当教員によっては、優秀答案・優秀レポートを学生の同意を得て、公表している。これにより、各学生は、自己の答案・レポートとの対照が可能となり、成績評価への信頼性が増すとともに、その後の学習の参考にすることができる。さらに、過去の試験問題も公表しており、これにより成績評価の透明性

が高まるとともに、学生が当該科目におけるポイントを認識するための手引きとなっている。答案は事後に参照できるよう、法科大学院として管理保管している。

成績評価について説明を希望する学生には、オフィスアワー等を利用して説明を行っている。さらに、単位認定に対する異議申出が制度化されている。異議のある学生は成績通知時より2週間以内に、異議申出書を書面で提出し、それに対して教務委員会名で書面をもって回答するというシステムをとっている。なお、学生は、この制度を利用する前に、まず担当教員に説明を求めるものとしている。

(4) 期末試験の実施にあたり「適切な配慮」が求められるものとして、再試験と追試験がある。本法科大学院では、次のような仕組みで制度化している。

再試験については、3年課程の学生に提供される基礎プログラムに属する科目についてのみ認め、再試験の追試験は行わない。なお、平成18年度冬学期・平成19年度春学期科目再試験成績では、民法Ⅰは可1名、民法Ⅳは可1名、民訴Ⅱは可7名・不可2名、憲法Ⅰは可1名、刑法Ⅰは可2名、平成19年度夏学期・秋学期科目再試験では、憲法Ⅱは可1名、民法Ⅱは可2名・不可1名、行政法Ⅰは可2名、民法Ⅲは可2名、民事訴訟法Ⅰは可3名、刑事訴訟法Ⅰは可1名である。

また、追試験については、「疾病、忌引き、公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情」から定期試験を受験できなかった場合、教務委員会による審査の後、追試等の措置がありうる。また、その評価は通常の5段階評価で行っている。

基準4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準4-1-2に係る状況) 法学研究科規程第22条に定める入学前の既修得単位の認定については、以下のような制度を採用している。

本学又は他の大学の大学院を修了又は退学した者(科目等履修生を含む)を対象として、当該大学大学院において修得した単位について、本法科大学院の単位として認定することがある。なお、認定の上限は30単位とし、3年課程入学者のみが対象である。認定科目および評価は法科大学院教員会議において決定するが、基礎プログラム及び深化プログラムについては単位認定を行わない(法実務基礎プログラムについては原則として単位認定は行わないが、法情報学及び外国法律実務に相当する科目については、単位認定を行うことがある)。その際、修了証明書又は退学証明書、成績証明書、在籍した大学院のシラバス(授業内容が記載されたもの)の提出を求め、これらについて教務委員会において指名された審査担当教員が審査を行い、教員会議で審議・決定している。

具体例として、環境科学系の大学院を修了した学生が、「環境科学Ⅰ」、「環境科学Ⅱ」、「環境衛生学」、「環境計画原論」などの既修得単位の認定を求めてきたのに対し、そのうちの「社会環境システム論」(2単位)を先端・発展プログラムに属する「社会環境システム論」(2単位:優)と、同じく「環境アセスメント」(2単位)を先端・発展プ

プログラムに属する「環境アセスメント」（2単位：優）として認定している。その際、審査担当教員は、法科大学院開講科目にそのまま整合するものがなかったために、学生からヒアリングを行い、さらにレポートの提出を求めた。このような方法によって、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれることなく、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されている。

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）本法科大学院では、計画的・効率的な学習を促すため進級要件を設けている。3年課程の場合、2年次進級のためには 28 単位以上を修得していること、3年次進級のためには 56 単位以上を修得し、かつ、基礎プログラムを 28 単位以上修得していることが必要である。2年課程の場合、2年次進級のためには 28 単位以上を修得していることが必要である。この点は、法学研究科規程第 25 条に規定するほか、学生便覧に明示している。加えて、密度の濃い学習を確保するため、各学年ごとに履修できる科目の上限を設けるキャップ制を採用している（原則として 36 単位、最終学年のみ 44 単位。基準 3-3-1 参照）。

原級留置の場合に再履修を要する科目については、特段の制限はなく、不合格科目以外の科目を履修するか、あるいは不合格科目を履修して、進級要件を満たすことになる。なお、平成 18 年度からは、進級できなかった学生（留年学生）には、担当教員をつけ、その学習相談に応ずるとともに、修学指導など必要な方策を講じている（基準 3-2-1（3）参照）。

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみることができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみならず単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準 2-1-3 参照。)

(基準 4-2-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院では、3年を標準の修業年限とし、修了には96単位以上の単位修得が必要である(3年課程)。ただし、入学試験または既修者認定試験において法学につき十分な基礎的学力を有すると法科大学院教員会議が認める者(以下、「法学既修者」という。)には、上記修了要件単位は30単位を超えない範囲で修得したものとみなし、1年の短縮を認めている(2年課程)。なお、入学前の既修得単位(詳しくは、本評価書Ⅲ第4章の基準4-1-2参照)及び他大学院において履修した授業科目について修得した単位については、それらの単位数の合計が30単位を超えない範囲で本法科大学院において修得すべき単位の一部とみなすことができる。

平成19年度は、2年課程及び3年課程99名のうち、修了者は89名、留年者9名、退学者1名であった。

(2) 法律基本科目に関する基礎的知識を習得する**基礎プログラム**は、3年課程の入学者が履修する。それは、憲法Ⅰ～Ⅱ、行政法Ⅰ～Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅳ、商法Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟法Ⅰ～Ⅱ、刑法Ⅰ～Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ～Ⅱからなり(民法ⅠⅡは3単位、憲法Ⅱ、行政法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅱは1単位、その他はすべて2単位)、計32単位中14科目以上、28単位が必修(選択必修科目)である。

さらに、法律基本科目に関する基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させる**深化プログラム**を3年課程入学者および2年課程入学者が履修する。公法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、民事法事例問題研究Ⅰ～Ⅴ、商事法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、刑事法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ(すべて2単位)からなり、28単位中24単位が必修(選択必修科目)である。

基準4-2-1(2)について、「**エ 法律実務基礎科目6単位**」については、**法実務基礎プログラム**6単位を履修することを求めている。「**オ 基礎法学・隣接科目4単位**」については、**学際プログラム**4単位以上修得することを求めている。「**カ 展開・先端科目12単位**」については、**先端・発展プログラム**15単位以上を修得することを求めている。

法学既修者については、**ア**から**ウ**の授業科目について合計18単位以上の修得が求められているが、深化プログラムにおいて24単位以上を修得することを求めているので、問題はない。また3年課程入学者については、公法系科目が8単位以上、民事系科目が24単位以上、そして刑事系科目が10単位以上修得することが求められているが(基準4-2-1(2))、**基礎プログラム**及び**深化プログラム**の授業科目において、同様の単位数修得を求めているので、問題はない。

なお、学生便覧(法科大学院)に3年課程入学者の上記要修得単位数を明記している。このほかに、3年課程1年次生に対して、要修得単位数は掲示によって注意を喚起している。

(3) 3年課程では、96単位以上の単位修得を求めているが、法律基本科目である**基礎プログラム**及び**深化プログラム**は最大限に修得しても60単位が限度であるので、修了要件単位数の3分の1を超える残り36単位以上は、法律基本科目以外の科目の単位の修得が必要である。また、2年課程では、66単位以上の単位修得を求めているが、法律基本科目である**深化プログラム**は最大28単位であるので、修了要件単位数の3分の1を超える残り38単位は法律基本科目以外の科目の単位を修得しなければならない。

4－3 法学既修者の認定

基準 4－3－1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4－3－1 に係る状況）本法科大学院の選考方法は、一般選考（定員 85 名）と特別選考（定員 15 名）であるが、第 1 次選抜は双方に共通している。すなわち、大学入試センターが実施した法科大学院適性試験、または日弁連法務研究財団が実施する法科大学院統一適性試験のいずれかの成績に学部の成績等を加味して、定員の 4 倍程度を目途として選抜する。次に、第一次選抜合格者で 2 年課程への進学を希望する者には法律科目試験を課し、その結果により合格者を決定する（3 年課程と 2 年課程は併願可能である）。法律科目試験科目は、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の 7 科目であり、そのすべての科目を受験しなければならない。なお、3 年課程特別選考合格者は、11 月下旬実施の上記法律科目試験を受験することができ、その成績により 2 年課程への入学を認める。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 キャップ制等により学生が、段階的に法律学を学ぶことができるとともに、北大法学研究科が提供する（法律科目以外についても）多様かつ有益な科目を受講できる。

2 受験者からすると、第一次選抜に合格した後、複数の選択肢が設けられていることはメリットである。

(2) 改善を要する点：

該当なし。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況) 充実したファカルティ・ディベロップメントを行うため、本法科大学院にFD委員会を設けている。そして、FD委員会が中心となった具体的な施策として、以下の取組みを行ってきた。

(1) すべての科目について、学生アンケートによる授業評価を組織的に実施した。FD委員会は、その結果を集約し授業担当教員及び学生にフィードバックした。

① アンケートは、各学期の最後の方の授業において、択一式項目と自由記述式の双方を含んだアンケート用紙を学生に配布して、実施した。択一式項目は、授業内容面に関する質問(シラバスとの整合性、授業の難易度やわかり易さ、授業の準備に必要な作業量、事前指導の適切さ等)と、授業の方法面に関する質問(授業の速度や教員の熱意、教材の使い方、授業中の討論の活発さ、学生の問題意識を引き出すための工夫の有無等)からなるものにした。

② アンケート結果は、FD委員会が分析を行い、その結果を各授業担当教員へ伝えるとともに、法科大学院教員会議において分析結果を報告した。また、当該分析結果は、適宜、報告書として法科大学院の学生に対しても公開した。

③ 授業担当教員には自分の授業に関するアンケート原票を閲覧させるとともに、印字化した集計結果を、自由記述欄も含めて教員相互間での閲覧を可能とした。これにより、各教員が法科大学院における授業の全体像を把握することが可能となった。

④ さらに、実務家教員の推薦を依頼している札幌弁護士会法科大学院支援委員会に対しては、分析結果の報告書を送付するとともに、同支援委員会の正副委員長には、各派遣教員が担当する授業に関するアンケートの結果を、択一式項目及び自由記述欄の記述双方とも送付し、法科大学院での教育に関する協議の基礎的認識にするとともに、次の実務家教員の推薦に際して活用することとしている。

(2) 北海道大学大学院法学研究科・法学部全体では、学生投書箱を設けて、以前より学生の要望や意見の集約に努めてきたが、法科大学院独自の取組みとしては、さらに、「学生による授業アンケート」の実施時期にあわせて、法科大学院院生専用の投書用ボックスを設置することにより、アンケートでは書ききれなかった意見や要望、あるいは、個々の科目に関する意見ではなく、法科大学院全体の科目編成のあり方や授業方法の方針等に関する意見を集約することとした。

(3) 教育の内容・方法に関する教員間での経験交流や相互批評に関しては、教員相互の授業参観を可能とすることから、取組みを開始した。平成16年度は、授業参観の受け入れを了解した教員の授業についてだけ実施したが、平成17年度からは、法科大学

院で開講されるすべての科目について、授業参観を実施した。各教員は、自らが担当する授業の準備や受講学生に対する学習指導に忙殺される毎日を送っているため、現時点では、他の教員の授業参観に実際に参加できる教員数は多くないのが実情ではあるが、授業参観強化週間の設定等の取組みを通して、教育経験交流の必要性の認識が、徐々に醸成しつつある。

他方、各学期終了時の単位認定に際しては、すべての科目担当教員が集まり、個々の科目の授業内容や試験評価の基準にまで踏み込んだ議論を行っており（成績判定会議）、これにより、実質的には、授業の内容及び方法に関する相互批評（ピア・レビュー）の役割をある程度果たしている。

（４）平成 18 年 4 月に、本法科大学院の委員会として「カリキュラム見直しワーキング・グループ」を設置した。この 2 年間にわたる法科大学院教育の経験、「学生による授業アンケート」の集計結果や法科大学院生による投書等を通して寄せられた要望や提言、法科大学院教員会議、教務委員会、成績判定会議その他の諸会議での議論等を参考にしながら、同ワーキング・グループを中心に、本法科大学院における教育プログラムを改善するための検討を行い、カリキュラムの手直しを行った。また平成 19 年度には、大学評価・学位授与機構の認証評価を受ける過程のなかで、さらにカリキュラムを補正した。

基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準 5 - 1 - 2 に係る状況）

（１）北海道大学法学研究科では、従前から、実務家教員に就任予定の実務家については、非常勤講師の形で試行的な教育を行う機会を設ける等により、実務家への教育経験の確保に努めてきた。また、法科大学院開設前の平成 15 年度には、研究者教員による法学部科目の授業に身近に接することにより教育の感覚を身につけるために、実務家教員就任予定の実務家のための授業参観を実施した。

法科大学院開設後も、教員相互の授業参観を実施し、特に平成 17 年度は、法科大学院のすべての科目について教員相互の授業参観を可能とし、平成 18 年度以降もこの方針を踏襲している。

（２）研究者教員については、実務の流れや実務での問題意識等を学ぶことを目的に、札幌弁護士会との連携のもとで弁護士事務所に受入を依頼し、一日実務研修を実施している。法科大学院開校前の平成 15 年度から開始し、平成 15 年度は 5 名、平成 16 年度は 4 名、平成 17 年度は 1 名の研究者教員が研修を受けている。

また、既に法科大学院開設前から行われている札幌弁護士会との法科大学院に関する協議会も、4 ヶ月に一回程度のペースで継続的に実施しており、法科大学院教育の実施過程で問題となった様々な課題について共通理解を深めるための議論を行っている。

（３）本学法科大学院は、その開設前から、法科大学院教育の発展のために開催される

全国的な研修やシンポジウム等の企画に積極的に参加し、本学法科大学院における法学教育の向上を図ることを心がけてきた。平成 16 年度には 14 回、平成 17 年度には 9 回、平成 18 年度には 8 回、平成 19 年度には 7 回にわたって、こうした全国的な企画に教員を派遣し、他の法科大学院での教育方法改善の試み等を参考にしてきた。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 平成16年度及び平成17年度におけるファカルティ・ディベロップメント活動は、「学生による授業アンケート」の実施及び「学生からの投書」の促進を通して、法科大学院教育の現状と課題に関する本学法科大学院としての自己認識を図ることを、最優先課題として取り組み、ほぼ目標を達成することができた。また平成18年度以降も継続的に「学生による授業アンケート」を実施し、その分析結果を教員会議で報告し、共通理解の醸成を図っている。

2 研究者教員に実務を意識した教育力を具備させるために弁護士事務所における一日実務研修を実施し、参加人数に不十分な点を残しているが、個々の教員の教育力を一層充実させるための足がかりを得ることができた。

3 実務家教員については、札幌弁護士会法科大学院支援委員会との間で、学生による授業アンケートの結果を報告し、定期的な協議会での議論を通して、授業内容の改善を図っている。

(2) 改善を要する点：

1 学生による授業アンケートの結果を授業の方法や内容の改善に反映させる取り組みは、個々の教員に委ねられているところが多い。具体的な改善措置を共有する仕組みを作ることが今後の課題である。例えば、教員相互の授業参観については、各教員が自己の科目の授業準備や受講学生に対する学習指導に忙殺されているため、実際に他の科目を参観する教員は必ずしも多くはないが、相互批評（ピア・レビュー）を実質化する必要がある。

2 「学生による授業アンケート」の分析結果から判明した問題点を整理し、また「学生からの投書」から得られるヒント等も参考にしながら、教育方法のあり方に関して教員相互の活発な意見交換を喚起することにより、本学法科大学院全体として教育する力量を向上させることが課題である。「学生による授業アンケート」に対する教員側のレスポンスを、どのような形で学生に伝えるかという問題についても考えていく必要があるだろう。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）本法科大学院は、「21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成」を教育理念としている。このような教育理念にふさわしい学生を選抜するためのアドミッション・ポリシーとして、①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力などの法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜することを定めている。選抜に際して、公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講ずることとしている。

本法科大学院は、教育理念及びアドミッション・ポリシーを明確に定めている。また、アドミッション・ポリシーにおいては、教育理念に沿った具体的な選抜基準を明確に示している。さらに、入学者選抜の基本的な指針として、法科大学院入試の一般的な理念である「公平性、開放性、多様性」に加え、客観性と透明性についても明示している。

入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む）は、法科大学院教員会議の下に設置された入試制度検討委員会及び入学者選抜委員会が担当している。入試制度検討委員会は、上記のアドミッション・ポリシーに基づいて、入試制度の設計とその改善を教員会議に提案することを任務とする。入学者選抜委員会は、教員会議が決定した入試制度にのっとり、教員会議に、入学者選抜の原案を提出することを任務とする。入試業務に関する最終的な決定は、教員会議がすべて行うこととしている。これらの組織により、入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制を整備している。

本法科大学院の教育理念及びアドミッション・ポリシーは、学生募集要項の冒頭に、明記している。《資料「学生募集要項における教育理念及びアドミッション・ポリシーの記述」》。

また、同じ内容を、本法科大学院のホームページにおいても、公表している。《資料「ホームページにおける教育理念の記述」》及び《「ホームページにおけるアドミッション・ポリシーの記述」》。

さらに、法科大学院学生募集要項及びホームページ（「入試制度」欄）では、入試制度の具体的内容を記述しており、また、志願者等からの質問に対しては、ホームページ（「FAQ（よくある質問）」欄）において迅速かつ詳細な回答を行っている。

なお、本法科大学院のホームページは、法科大学院開設1年前の平成15年3月に立ち上げて以来、月2回ペースで改訂作業を行っており（平成20年8月までに約136回

改訂)、アクセス数も非常に多い、《資料「ホームページのアクセス数」》。このように、教育理念及びアドミッション・ポリシーを事前に周知するための十分な措置を講じている。

資料「学生募集要項における教育理念及びアドミッション・ポリシーの記述」

北海道大学法科大学院は、21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を教育理念とする。そのため、入試制度において、①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力など、法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜する。また、選抜にあたっては公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講じる。

(出典：平成21年度法科大学院学生募集要項(一般選考)の「1 アドミッション・ポリシー」)

資料「ホームページにおける教育理念の記述」

北海道大学法科大学院は、21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成をめざします。

(出典：ホームページ「教育理念」欄)

資料「ホームページにおけるアドミッション・ポリシーの記述」

北海道大学法科大学院は、21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を教育理念としています。そのため、入試制度においては、①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析能力、思考能力及び表現力など、法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜します。また、選抜にあたっては、公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講じます。

(出典：ホームページ「入試制度」欄「1 概要」)

資料「ホームページのアクセス数」

調査日時 平成20年6月22日～28日(7日間)

総リクエスト数 8786件

1日の平均リクエスト数 1255件

(出典：法科大学院ウェブサイトアクセス解析)

基準 6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 6-1-2 に係る状況）本法科大学院の入試制度は、概略以下のとおりである。まず、すべての志願者を対象とする一般選考に加え、社会人または非法学部出身者を対象とする特別選考を設けている。いずれにおいても、適性試験の成績を主に考慮して第 1 次選抜を行い、その合格者に対して第 2 次選抜試験を実施して、最終合格者を決定する。適性試験の成績を「主に」考慮するというのは、ボーダーゾーンにおいては学部の成績等も考慮するという趣旨である。

（1）特別選考は、「顕著な社会実績を有する者」（例えば、公認会計士、弁理士、司法書士などの資格を有する者、民間企業・NPO・行政機関等において法務を主な内容とする職務に携わった経験を有する者）で出願時に 2 年以上の社会経験を有する者、または、「法学以外の分野で顕著な実績を有する者」（例えば、法学以外の分野で修士・博士号を有する者）を対象とする。第 2 次選抜においては、小論文試験及び面接試験を実施し、総合評価によって最終合格者を決定する。具体的には、入学者選抜委員会の下に面接部会と小論文部会を設置し、面接部会に属する複数の面接班（各 3 名）が上記の顕著な実績の内容や法曹となる動機等について質疑を行い、それに基づいて面接部会が志願者のランク付けを実施する。他方、小論文部会は小論文の出題及び採点を行う。両部会からの報告に基づき、入学者選抜委員会においては、面接におけるランク付けを基本として合格者を決定するが、小論文において顕著に点数が低かった者は不合格とする。これらの者は法律家としての適性を欠くと考えられるからである。

（2）一般選考については、2 年課程と 3 年課程で異なった選抜方法を行っている。

法学既修者を対象とする 2 年課程に関しては、適性試験によって第 1 次選抜を行った上で、合格者に対して法律科目試験を実施し、その成績によって最終合格者を決定する。法律科目試験科目は、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の 7 科目である。入学者選抜委員会の下に置かれる法律科目試験部会が出題及び採点を担当する。試験問題は合議によって決定し、採点は複数の委員が担当し、科目ごとの偏差を調整するなど、客観性・公平性を担保する措置を講じている。

法学未修者を対象とする 3 年課程については、上記小論文部会が出題・採点する小論文試験を実施した上で、適性試験の成績、小論文試験の成績、学修評価を考慮して最終合格者を決定する。具体的には、次の 3 つの枠を設けて選抜を行う。第 1 は、適性試験の成績上位者を合格とする適性試験枠である（ただし、小論文試験の成績が悪い場合は不合格とされる）。第 2 は、小論文試験の成績上位者を合格とする小論文試験枠である。第 3 は、小論文試験で比較的良好な成績を修め、かつ、学修評価（学部成績を中心に評価する）でも比較的良好な者を合格とする総合評価枠である。《資料「ホームページにおける FAQ（よくある質問）の例」》。

資料「ホームページにおけるFAQ（よくある質問）の例」

Q ①募集要項では、「適性試験・小論文試験・学修評価のそれぞれにおいて顕著な成績を修めた方を最終合格者とします。」と記載されていますが、これは、適性試験において顕著な成績を修めた者を数名・小論文試験において顕著な成績を修めた者を数名・学修評価において顕著な成績を修めた者を数名というように、それぞれ個別の成績のみで枠を設けて選抜を行うということでしょうか。それとも、それぞれの成績を総合考慮し、それぞれにつき一定程度に顕著な成績を修めた者を最終合格者とするということでしょうか。②また、前者だとした場合、それぞれの枠につき何名程度を予定しているかは決定しているのでしょうか。後者だとした場合、それぞれの成績をどのくらいの割合で評価するかは決定しているのでしょうか。

A ①基本的には前者です。より詳しく説明しますと、まず適性試験枠では、適性試験において顕著な成績を修めた方を合格とします。ただし、小論文試験の成績がよくない場合は不合格となります。次に小論文試験枠では、小論文試験において顕著な成績を修めた方を合格とします。さらに平成20年度入試までは、学修評価枠を設け、学修評価において顕著な成績を修めていた方を合格としてきましたが、21年度入試からは、学修評価枠に代えて総合評価枠を設け、そこでは小論文試験の成績が比較的良好で、かつ、学修評価においても比較的良好な方を合格とします（ただし、どの程度であれば「比較的良好」であるかは志願者のみなさんの成績分布にもよりますので、あらかじめ一義的に定めることはできません）。②各枠の人数は未定です。出願状況や各試験の成績を考慮して決定する予定です。なお、一応の目安は「東京説明会の概要」に記載しておりますので、そちらをご覧ください。

(出典：ホームページ「FAQ」欄3-2-25)

(3) 以上のように、本法科大学院の入試制度では、適性試験の成績をベースとしつつ、様々な能力や資質を有する学生を受け入れるために工夫をしている(多様性)。それぞれの選抜においては、選抜基準を明示し、合議によって出題・採点を行うなど、志願者の間で不公平が生じないように配慮している(客観性・公平性・開放性)。加えて、試験終了後、希望者に対して成績開示を実施している(透明性)。

入試制度がかなり複雑であることは否めないが、その内容については「学生募集要項」、「ホームページ(「入試制度」欄)」で明快に説明するとともに、志願者からの質問にもホームページ(「FAQ(よくある質問)」欄)で迅速かつ詳細に回答している(透明性)。

なお、特別選考及び一般選考のいずれについても、札幌と東京の二箇所試験会場を設け、北海道外の志願者の便宜を図っている(開放性)。

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況) 本法科大学院の入試制度においては、入学資格を有するすべての志願者に対し、公正な機会を等しく確保している。

第 1 に、自校出身者等に関する優先枠が存在しない。

第 2 に、前項で述べたように、客観的で公正な基準に従って入学者選抜を行っており質的にも公平性を担保している。

第 3 に、小論文試験や法律科目試験においては、採点に際して志願者の氏名等を隠す措置を講じている。

第 4 に、基準 6-1-2 で述べたように、札幌のみならず、東京にも試験会場を設けており、志願者数はむしろ東京会場の方が多い。《資料「志願者数の推移」》

第 5 に、合格者の内訳から見ても、本学出身者はこれまで 2 割から 3 割程度にとどまっている。《資料「本学出身者の比率」》。合格者の出身大学についても、広く全国から合格者を出しており、非常にバラエティに富んでいる。《資料「合格者の出身大学(4名以上)」》。以上は、入学者の選抜を公正に行っていることを裏付けるものである。

なお、本法科大学院の入学に際しては、寄付等の募集は一切行っていない。

資料「志願者数の推移」

	16 年度*	17 年度**	18 年度	19 年度	20 年度***
総計(100 名)	848	549	876	991	706
(札幌会場)	265	217	222	225	239
(東京会場)	583	332	654	786	467
一般選考(80 名)	818	462	794	903	613
(札幌会場)	252	130	193	205	208
(東京会場)	566	332	601	698	405
特別選考(20 名)	211	87	82	88	93
(札幌会場)	64	87	29	20	31
(東京会場)	147		53	68	62

*平成16年度については一般選考と特別選考の併願者を含む。

**平成17年度の特別選考は札幌会場でのみ実施。

***平成20年度より、一般選考と特別選考の募集人員を85名と15名に変更。

(出典:「北大時報」622号(平成18年1月号)16頁等)

資料「本学出身者の比率」

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
合格者数	118	129	143	151	128
北大出身 (%)	25(21.2%)	30(23.3%)	31(21.7%)	30(19.9%)	35(27.3%)
うち法学部 (%)	19(16.1%)	27(20.9%)	27(18.9%)	27(17.9%)	34(26.6%)

(出典：ホームページに公表された各年度の入試結果より作成)

資料「合格者の出身大学（4名以上）」

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
北海道大学 25名	北海道大学 30名	北海道大学 31名	北海道大学 30名	北海道大学 35名
東京大学 20名	早稲田大学 19名	早稲田大学 26名	早稲田大学 18名	東京大学 17名
早稲田大学 17名	東京大学 9名	東京大学 9名	東京大学 13名	早稲田大学 14名
京都大学 5名	中央大学 9名	慶應義塾大学 9名	京都大学 9名	慶應義塾大学 5名
慶應義塾大学 5名	一橋大学 8名	中央大学 8名	一橋大学 8名	東北大学 5名
中央大学 5名	慶應義塾大学 8名	一橋大学 4名	慶應義塾大学 7名	京都大学 4名
立命館大学 4名	京都大学 4名	青山学院大学 4名	東北大学 4名	
	東北大学 4名	立命館大学 4名	千葉大学 4名	
		同志社大学 4名	中央大学 4名	

(出典：ホームページに公表された各年度の入試結果より作成)

基準6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況) 本法科大学院においては、上記のように(基準6-1-2参照)、適性試験の成績をベースとしつつ、様々な能力や資質を持った志願者を選抜する入試制度を採用している。

(1) 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等については、適性試験によって一般的に担保することとしている。

その上で、各選考においては、それぞれ異なった能力や資質に着眼して、多様な学生の受入を図っている。具体的にいえば、特別選考では、志願者の社会的ないし学問的実績並びに法曹をめざす意欲を重視し、一般選考の3年課程では、適性試験の成績にあらわれた法曹としての一般的な適性、小論文試験の成績にあらわれた読解力・分析力・表現力、あるいは学修評価等にあらわれた素養や忍耐力を重視し、2年課程では、法律科目試験の成績にあらわれた法曹としての適性や忍耐力を重視して、それぞれ選抜を行っている。

小論文試験及び法律科目試験の問題は、すべてホームページにおいて公表している（各年度の「入試の結果」欄参照）。

（２）入試における具体的選抜方法に関して、平成 19 年度実施の大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価において、「3年課程と2年課程を併願した場合の3年課程の選抜については、法学未修者に対しても学修評価枠において主として法律科目試験の成績が考慮されており、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されているとはいえない」との理由により、基準6-1-4を満たしていないと判断された。この結果を受けて、本法科大学院では、平成 21 年度入学試験（平成 20 年 11 月実施予定）について、以下のとおりに変更することとした。

すなわち、従来、2年課程と3年課程の併願者については、その入試選抜にあたって、2年課程の選抜に際して法律科目試験を課せられているので、その成績を3年課程での学修評価の対象とし、3年課程の選抜のための参考資料としていた。しかし、この点について上記のような評価を受けたため、この部分を変更し、併願者についても法律科目試験の成績は顧慮せず、大学の成績等の学修評価を基礎に選抜を行なうことにした。

（４）以上を制度全体との関係で概観すると、3年課程の選抜にあたり、3つの個別の枠ごとに合否を判定する方式に変更はなく、またその枠のうち、適性試験枠と小論文試験枠は従前のおりである。他方、上記の指摘を受けた学修評価枠に代わって、新たに「総合評価枠」を設け、小論文試験で比較的良好な成績を収め、かつ、学修評価でも比較的良好な者を合格とすることとしたが、この学修評価にあたっては、「出身大学・大学院の成績のほか、語学検定試験（TOEFL や TOEIC 等）の成績、国家資格・各種試験、学位等、学習の成果を示す資料」をその評価対象とし、併願者について、2年課程の試験で課される法律科目試験の結果を参考資料として考慮することはしないこととした。この結果、総合評価枠においても、適性試験枠や小論文試験枠と同様、3年課程専願者と併願者とは区別なく、すべて同一の基準により選抜されることとなった。

（４）上記の変更については、ホームページに「20 年度からの変更点」として、「法律科目試験の結果を考慮しない」ことを明記して周知するとともに、募集要項の記載も改めた。

（５）以上のように、3年課程の選抜にあたり、法律の知識に関する能力を量るものを資料として求めたり、加点・考慮要素とはしていない。

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6-1-5 に係る状況）上記のように（基準 6-1-2 参照）、本法科大学院の入試制度においては、入学者の多様性を確保することを重視している。

第1に、一般選考と並び、社会経験を有する者及び他学部出身者を対象とする特別選考を設けている。

第2に、一般選考においても、3年課程の入学試験においては法学の知識を要求しておらず、他学部出身者が合格しやすい制度となっている。

第3に、同じく一般選考の3年課程の場合、適性試験枠と小論文試験枠においては、平均的に能力があるよりも、むしろ一芸に秀でていることを重視する制度になっており、例えば論理的文章力等に秀でている者にとって合格しやすい仕組みとなっているため、多様な学識と能力の実績を適切に評価することができる。

他方、総合評価枠では、小論文試験と学修評価との双方に着目する仕組みになっており、それぞれの合格枠の評価の観点を変えることで、一層、多様性を実現する制度になっている。また総合評価枠における学修評価にあっては、第1次選抜におけるのと同様、語学検定試験の成績等も斟酌されるから、課外活動等の実績にも配慮する仕組みになっている。

第4に、地元の北海道だけでなく、東京にも試験会場を設けることにより、出身地の多様化にも配慮している。

以上のような入試制度を採用していることの結果として、社会人（本法科大学院においては出願時に2年以上の社会経験を有する者をいう）及び他学部出身者が占める比率は、3割を上回っている。《資料「社会人及び非法学部出身者の割合」》

確かにその比率は、この間の全国的な動向も相まって、減少する傾向にあるが、すでに述べたように（基準6-1-3参照）、出身大学は多岐にわたっており、さらに合格者の年齢構成も非常に幅広い。《資料「合格者の年齢構成（入学時の年齢）」》

資料「社会人及び非法学部出身者の割合」

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
合格者数	118名	129名	143名	151名	128名
法学部出身	66名(55.9%)	94名(72.9%)	103名(72.0%)	106名(70.2%)	93名(72.7%)
他学部出身	52名(44.1%)	35名(27.1%)	40名(28.0%)	45名(29.8%)	31名(24.2%)
社会人数	53名(44.9%)	45名(34.6%)	38名(26.6%)	37名(24.5%)	31名(24.2%)
他学部出身者または社会人のいずれかに当たる者の数	73名(61.9%)	53名(41.1%)	56名(39.2%)	70名(46.4%)	49名(38.3%)

(出典：ホームページに公表された各年度の入試結果等より作成)

資料「合格者の年齢構成（入学時の年齢）」

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
～24歳	39	69	59	66	69
25～29歳	41	32	35	35	30
30～34歳	21	14	28	35	15
35～39歳	11	10	16	11	7
40～44歳	4	4	4	2	1
45～49歳	1	0	1	2	1
50歳～	1	0	0	0	1

（出典：ホームページに公表された各年度の入試結果より作成）

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況) 本法科大学院の在籍者数は別紙様式2のとおりであり、恒常的に収容定員を上回る状態にはない。

原級留置者及び休学者は、《資料「原級留置者」》、《資料「休学者」》のとおりである。

資料「原級留置者」

	16年度			17年度			18年度			19年度		
	1年	2年	3年									
2年課程	2			4	2		4	2		1	0	
3年課程	3			11	2		8	4	0	7	0	1

(出典：学籍簿)

資料「休学者数」

	16年度			17年度			18年度			19年度			20年度		
	1年	2年	3年												
2年課程	1			3	1		4	2		1	1		0	2	
3年課程	4			11	1		13	4	0	7	1	2	5	0	0

(出典：学籍簿)

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準6-2-2に係る状況) 年度によって入学者数が定員を若干上下しているが、これは入学辞退者数の予想が難しいことによるものであり、入学者数が所定の入学定員と大きく乖離している状態にはない。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 多様な能力・資質を持った入学者を確保するため、多彩な選抜方法を採用している。特に、特別選考を設けることにより、社会人及び非法学部出身者の確保に努めており、その成果として、社会人及び非法学部出身者の割合、出身大学、年齢構成などの点において多様な学生が、実際に入学している。

2 アドミッション・ポリシーや選抜方法について募集要項やホームページ上で明快な説明を行うとともに、志願者等からの質問に対しても迅速かつ詳細に回答している。

(2) 改善を要する点：

該当なし。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況) 本法科大学院においては、新学期開始時に「新生ガイダンス(オリエンテーション)」を実施している。その際、法科大学院長・研究科長・札幌弁護士会法科大学院支援委員会委員長又は実務家教員が、学習上の心構えなどとともに、「大志ある法曹をめざして」という本法科大学院の教育理念と、法曹として期待される人間像について、それぞれの立場から説いている。また、新生ガイダンスでは、本法科大学院に一日も早く馴染んでもらうために、教務上・生活上のガイダンスや各科目担当教員による科目ガイダンスを実施するとともに、教員・事務職員および学生全員の自己紹介を行っている。

学習支援については、未修・既修を問わず、入学前の学生全員に対して、合格発表直後と入学手続終了後の2回にわたり、入学前の学習指導として、推薦図書のご案内、課題の提示などを行っている。

新生ガイダンスにおいては、科目担当教員による科目ガイダンスを行い、特に未修者に対する学習指導について配慮している。また、本法科大学院では、クラス担任制を設け、クラス担任教員が学生の生活全般にわたる相談を受け付けることとし、加えて、教務委員、学生委員、学生支援委員などの委員によるきめ細かい学習支援体制を整えるとともに、各科目の教員全員がオフィスアワーを設定し、学生の質問・相談に応じている。

法学未修者については、特に法律基本科目(1年目科目)担当教員によるオフィスアワーの際の学習指導が効果的であり、学生もオフィスアワーをよく利用している。また、民事法基礎ゼミ、刑事法基礎ゼミでは、実務家教員が中心となって懇親会や合宿を開催し、学習の方法を懇切に指導している。

法実務基礎プログラムの科目については、学生のほとんどが、必修及び選択必修の法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習A・Bを履修しており、選択科目のローヤリング＝クリニックについては、当初の履修者数はさほど多くなかったものの次第に増加傾向にあり(平成16年度11名、平成17年度12名、平成18年度14名、平成19年度28名[以上、前期・後期の合計]。平成20年度54名[前期のみ])、きめの細かい履修指導を行っており、着実に授業の成果を上げている。なお、ローヤリング＝クリニックについては、授業の教材や解説を収録して授業内容を詳細に再現・紹介した著書、田村智幸・札幌弁護士会法科大学院支援委員会編『実践 ローヤリング＝クリニックー臨床系教育への指針』(法律文化社、2006)が公刊されており、履修前の学生が

本書を読むことによってより具体的な学習イメージを掴めるようになってきている。また、夏季休業や冬季休業などに実施するエクスターンシップの履修者数も年々増加しており（平成16年度15名、平成17年度31名、平成18年度40名、平成19年度41名。平成20年度は60名を予定している）、とりわけ、札幌弁護士会法科大学院支援委員会の絶大な協力を得て、研修先の法律事務所の確保に努めている。

さらに、実務家教員によるオフィスアワーなどを通じての熱心な学習指導は、勉学態度に大きく影響している。オフィスアワーでは、授業の中だけでは尽くせない質問を受け付け、具体的な法曹の日常についての情報を得るなど、実質的に進路指導の役割も果たしている。

基準7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

（基準7-1-2に係る状況）法科大学院学生の学習生活上の便宜をはかり、教員と学生との一層のコミュニケーション強化を図るため、前述のように教員全員が、少なくとも週に1コマのオフィスアワーを設定し、学生の質問・相談に応じることとしている。オフィスアワーの時間帯を学生に周知させるため、毎学期の初めに、全教員のオフィスアワー一覧表を掲示している。学生に対する学習相談・助言を行うための特別の施設は整備されておらず、教員の各自の研究室で相談・助言を行っている。

さらに、学習環境を一層充実させるための支援策として、全学的な制度として学生相談室があるほか、法学研究科・法学部に独自の制度として、学生支援相談室（3名の学生委員＝教員で構成）が、広く学生の意見・要望を聞き入れている。後者では、相談受付窓口として、「学生投書箱」および電子メールによる「学生相談メール」窓口を用意しており、法学研究科・法学部の学生から、様々な意見・要望を受け付けている。

学生投書箱は、担当の学生委員が毎週1回投書の有無をチェックし、投書の内容に応じて、関係する部署・担当者と協議のうえ、問題解決に向けた対応策を講じ、その結果について、投書者のプライバシーに配慮しつつ、投書への「回答」という形で公示している。学生相談メールは随時受け付け、担当の学生委員が、学生投書箱と同様、案件を各担当者と協議の上、問題解決・回答に努めている。

投書内容は多岐にわたり、施設設備の改善要求や授業の進め方への要望、教員・事務職員への要望事項なども含まれる。法科大学院関係の投書としては、学生自習室やLAN環境の整備、教材配布の効率化など、施設・学習環境面への要望が多かった。

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況) 本法科大学院では、学生の学習と教員の教育活動を支援するために、「法科大学院支援室」、「教材センター」と「法科大学院支援専門員」を設けている。

法科大学院支援室では、法学・政治学専攻の、公法資料室・民事法資料室・刑事法社会法資料室の3名の補助助手等が、各種の事務連絡や教材作成を支援している(法科大学院支援員を兼務)。このほか、法令・判例新刊雑誌室の補助助手(1名)が、法科大学院支援員を兼務して、法科大学院生の学習を支援している。

また、本法科大学院では、LANネットワーク上に専用の学習支援システム「学習支援情報共有システム(従前はDocuShare、平成20年度から法シェア[ArcWizShare]に変更)」を立ち上げているが、上記の法科大学院支援室及び法科大学院支援専門員(1名)はその管理運営も担当している。このシステムでは、教員が授業を進める補助システムとして、ホームページ上に課題や授業でのレジュメを掲示したり、学習上必要と思われる文書ファイルや関連リンクをアップロードしたり、さらには、学生が提出したレポートに講評を付して掲示するなど、教員と学生の創意と工夫によって、多様な使用方法を試みているが、情報教育に詳しい教員をこのシステムの管理運営の責任者とするとともに、法科大学院支援室が日常の運用を支援している。

教材センターでは、専任の人員(3名。ただし、曜日による交代制を採用しているので、実質は1名)を配置し、教員および法科大学院支援室員からの教材原稿の受付、教材印刷、学生への配布業務を担当している。このほか、法科大学院学生自習室でのネットワークトラブルや設備上の問題を解決するため、専門知識をもつ事務職員が情報システム運用室に配置されている。また、法科大学院支援専門員は、院長、諸委員会の業務を補助するほか、学習支援のうち、法科大学院全体にかかわるものを担当している。

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況) 法科大学院学生の生活を経済的に支援する制度として、学生に、日本学生支援機構奨学金の活用を促している。本制度は、入学試験および入学後の学業成績優秀者に対して、その人数枠の範囲内で、奨学金を貸与・支給することとしている。

このほか、本学全体の制度として従来から授業料免除・徴収猶予、入学料免除・徴収猶予等の制度があるが、法科大学院をはじめとする専門職大学院の開設に伴い、従来の制度を拡充させ、入試成績の上位者について、入学料と初年度の授業料を免除する制度(成績優秀者特別免除制度)を設け、パンフレットや入試説明会等でも情報提供を行っている。以上の業務を担当するものとして、学生支援委員を設置している。

学生の生活上の諸問題については、クラス担任、学生委員などが、オフィスアワーなどを利用して個別の相談に応じることとしているが、各種ハラスメントやメンタルヘルス上の問題については、全学的な取り組みを行っている。

各種のハラスメントに対しては、全学の各部局内に教員であるハラスメント相談員を配置するとともに、学外の専門のカウンセラーに相談できる体制を整えている。また、メンタルな問題については、保健管理センターが、専門のカウンセラーを配置しており、週5日の相談体制を組んでいる。法科大学院新入生については、新入生オリエンテーションの際に、カウンセリング相談についての案内パンフレット「心の健康を保つために」を配布している。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況) 本法科大学院も、身体に障害のある者に対する学習機会の提供を当然のこととして、学習環境の整備に取り組んでいる。設備面では、全学的な取り組みとして、新規の建物については設計段階から障害者用設備を組み込んでいることは当然として、旧来の建物施設についても、漸次、スロープ、階段手すり、エレベーターなどの施設整備に努めている。本法科大学院では現在、障害により筆記に時間を要する学生について試験時間を延長する措置を講じているほかは特別の対応はしていないが、今後とも必要に応じた措置、対応策を講じる予定である。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）進路指導については、全学的組織として「キャリアセンター」が設けられている。キャリアセンターは、民間企業の就職情報や各種国家試験の受験情報を提供し、企業説明会を開催するとともに、個別の就職相談に応じたり、授業の一環でもあるインターンシップを運営したりして、学生の就職活動をバックアップしている。

法科大学院学生の進路指導の一環として、毎年 2、3 回、実務家や法学研究者などを招いて学生向け講演会を企画実施しており、現役の裁判官、検察官、弁護士が本法科大学院学生に対して、日常の業務内容や現在抱えている業務の課題、将来のあるべき法曹像などを熱く語りかけている。これが、学生にとっては、自らの志望を確認・強化するうえで大きな刺激となっている。また、常勤・非常勤の実務家教員による、日常的で懇切かつ熱心な学習指導も大いに功を奏している。

さらに、平成 20 年度より本法科大学院にキャリアサポート委員を置き、司法試験合格を果たした修了生の就職活動を支援するのはもちろんのこと、法曹からの転身をはかる修了生に対しても民間企業等への就職を支援するための説明会・懇談会等を企画するなど、具体的な支援策を整えつつある。加えて、本法科大学院では、平成 20 年 5 月末から本格的に稼働した、法曹志望者の就職活動とキャリアプランニングを支援する全国法曹キャリア支援プラットフォーム（通称：ジュリナビ）にも参加し、修了生並びに在学生の法曹への就職活動を間接的に支援することとしている。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 学生と教員とのコミュニケーションが、良好である。オフィスアワーやクラス担任制さらには学生投書箱などが有効に機能しており、学生の学習指導や意見・要望の組入れには、きめ細かく対応している。また、毎年新学期の早い時期に、新入生歓迎の意味を込めて、すべての教員と学生が集う懇親会を開催するとともに、各学年や科目別の懇親会や情報交換の機会を設定するなどの配慮をしている。

2 日本学生支援機構奨学金、本学全体の授業料・入学金の免除・徴収猶予制度について情報を提供するほか、入試成績上位者に対する入学料・初年度授業料免除制度を設けて、学生の経済的支援を図っている。

(2) 改善を要する点：

職業支援については、全学的な組織として「キャリアセンター」という就職指導体制が用意されているが、必ずしも法科大学院学生のニーズに合致していない。このため、これまでは、進路・就職の相談を受けた個々の教員が個別に対応してきたが、平成 20 年度からは新たにキャリアサポート委員を配置し、修了生全体の就職支援の体制を強化しているが、それが具体的な成果を得ることができるかは今後の課題である。

第 8 章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準 8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準 8-1-1 に係る状況) 1 学年の学生定員が 100 人である本法科大学院においては、20 人の専任教員を必要とするところであるが、26 人(みなし専任教員は 3 人)の専任教員を擁している。専任教員 26 人のうち、5 人は兼専教員である。専任教員のほか、36 人の兼担及び兼任教員が本法科大学院の教育を担当している。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況) 本法科大学院は、26 人の専任教員を擁しているが、各教員の教育上又は研究上の業績等について、北海道大学大学院法学研究科・法学部 [自己点検・評価報告書] 及び『評価資料集』(平成 15 年 3 月)として公表している。

また、全学の大学情報データベース (<http://hecate.general.hokudai.ac.jp/welcome/top-page-jpn.html>) に、教員の教育、研究、大学運営、社会貢献活動を登録し、本学ホームページにおいて公表している (<http://www.hokudai.ac.jp/>)。兼担教員ないし兼任教員については、同データベースには登録されていないものの、その任用にあたっては、法科大学院教員会議及び研究科教授会の議を経ており、経歴及び業績についても紹介、討議しており、法科大学院のホームページの「スタッフ紹介」欄にも経歴や研究分野のほか、主要な業績をも「詳細情報」として掲載している (http://www.juris.hokudai.ac.jp/lawschool/staff_details.html#1-a)。

なお、26 人の専任教員のうち、5 人については、兼専教員として法学政治学専攻修士課程学生の指導教員となっているが、その他の専任教員については修士課程学生の指導教員とはなっていない。

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況) 本法科大学院では、法科大学院における教育研究の質を確保するため、「法科大学院教員選考に関する申し合わせ」を設け、これに則した選考を行っている。《資料「法科大学院教員選考に関する申し合わせ」》

資料「法科大学院教員選考に関する申し合わせ」

[平成 16 年 2 月 19 日研究科教授決定]

(趣旨)

- 1 法科大学院における教育研究の質を確保するために、法科大学院への所属を予定した教員(以下「法科大学院教員」という。)の選考は、この申し合わせによるものとする。

(人事計画の策定)

- 2 法科大学院教員の選考は、法科大学院人事委員会が作成し、法科大学院教員会議で承認された総合的な人事計画に基づいて行う。

(予備選考責任者)

- 3 法科大学院教員の採用人事を始めるに当たって、研究科長は、法科大学院人事委員会の了承を得て候補者の予備選考に当たる者(以下「予備選考責任者」という。)を指名し、法科大学院教員会議に報告する。

(予備選考委員会)

- 4 当該教育科目担当者又は当該講座から申し出がある場合には、研究科長は、予備選考責任者に代えて予備選考委員会を設置し、その旨を法科大学院教員会議に報告する。

予備選考委員は若干名とし、法科大学院人事委員会の了承を得て研究科長が指名する。

(候補者に関する情報提供)

- 5 法科大学院教員会議構成員は、予備選考責任者又は予備選考委員会に対し、候補者に関する情報を提供することができる。

(候補者の推薦)

- 6 予備選考責任者又は予備選考委員会は、候補者に関する情報を収集・整理し、予備選考を行って、単数又は複数の候補者を研究科長に推薦する。

(選考委員会の設置)

- 7 研究科長は、この結果を研究科教授会に報告し、大学院法学研究科・法学部内規第 15 条の規定に基づく選考委員会の設置を求める。

(実務家教員)

- 8 法科大学院における実務家教員の選考等の手続は、「法科大学院における常勤の実務家教員等の選考手続に関する申し合わせ」(平成 15 年 5 月 15 日研究科教授会決定『引用者注、大学院法学研究科・法学部内規集 85 頁参照』)による。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集 80 頁)

なお、採用及び昇任の手続の詳細は、以下の通りである。

研究者教員については、研究科長のもとで開催される人事計画委員会において、予備選考責任者が指名される。次に予備選考責任者が候補者を選定し、教授会で報告の後、同教授会において投票により審査委員を決定する（審査委員は5名。ただし、研究科長はあて職なので、実際には4名を選ぶことになる）。5名の審査委員が委員会を開催し、審査の結果を研究科教授会で報告し、その後、投票により採用の可否を決する（可とされるためには、出席者の3分の2以上の賛成を要する）。

実務家教員（みなし専任を含む）については、研究科長のもとで開催される法科大学院人事委員会において予備選考責任者が指名される。事後の手続は、研究者教員の場合と同様である。

専任教員の昇任の手続は、専任教員の採用の手続（上述の手続）と全く同一である。

兼任教員及び兼任教員の採用については、原則として教務委員が、また必要がある場合には、関連する分野の教員が対象となる教員の経歴・業績を紹介し、研究科教授会に諮っている（いわゆる「報告事項」ではなく、「議題」である）。

特に実務家教員に関しては、裁判官については最高裁判所の、検察官については検察庁の、弁護士については札幌弁護士会の、それぞれ推薦に基づき、人事を進めている。このうち弁護士については、人事採用の1年前に、当該科目のそれまでの授業アンケート・学生の成績・その他を踏まえて、実務家教員の資質・経験年数・得意分野などに関する法科大学院側の基本的な考え方と要望を文書で札幌弁護士会法科大学院支援委員会に伝え、同支援委員会はそれを踏まえて人選を行っている。

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）既に述べた通り、本法科大学院は1学年の学生定員が100人であるため、必要とされる専任教員数は20人であるが（専門職大学院に関し必要な事項について定める件〔文部省告示第53号〕第1条参照）、それを超える26人（うち、みなし専任教員は3名）の専任教員を配置している。

専任教員のうち、法律基本科目を担当する研究者教員は、憲法3名、行政法2名、民法5名、商法2名、民事訴訟法1名、刑法2名、刑事訴訟法1名であり、かつ、民事訴訟法及び刑事訴訟法については、それぞれ1名ずつの実務家専任教員（いわゆる「専ら実務的側面を担当する教員」ではない教員である）を当てている。法律基本科目のほか、法律実務基礎科目や展開・先端科目にも、適宜、専任教員を配している。その概要は以下の通りである。

- ①民事実務演習、刑事実務演習A：実務家みなし専任教員2人
- ②ローヤリング＝クリニックAB：実務家みなし専任教員1人
- ③法曹倫理IⅡ：実務家専任教員1人
- ④知的財産法、経済法、労働法等：研究者専任教員4人

以上のうち、①②③は法律実務基礎科目に相当し、④は展開・先端科目に当たるものである。

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準8-2-2に係る状況）法律基本科目や法律実務基礎科目はもとより、展開・先端科目についても5人の専任教員を配置している。他方、基礎法学・隣接科目については、本法科大学院の母体をなす本研究科が本法科大学院のほかに法学政治学専攻を抱え、また公共政策大学院の主体ともなっている関係上、専任教員は配置していないが、多くの兼担教員を配置し、充実した教育に力を注いでいる（4単位以上の選択必修科目としている）。

専任教員の年齢構成については、30代2人、40代7人、50代9人、60代8人というように、40代以上を中心に、バランスの取れた陣容となっている。

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況) 1 学年 100 人を入学定員とする本法科大学院においては、必要とされる専任教員数は 20 人であるから、その 2 割、すなわち、4 人以上の実務家教員を要することとなる。そして、本法科大学院には 6 人(専任 3 人、みなし専任 3 人)の実務家教員が所属しているので、この基準を満たしており、そのいずれの実務家教員も、法曹資格取得後 10 年以上の実務経験を有している。

実務家教員のうち、裁判官は民事実務演習を、検察官は刑事実務演習 A を担当している。またそれ以外の 4 人の弁護士教員も実務経験と関連のある科目を担当している。

みなし専任教員 3 人(実務家)は、北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規により、法科大学院教員会議の正規のメンバーとなり、法科大学院の組織の運営に参画している。《資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」》

また、みなし専任教員については、6 単位以上の授業科目を担当している。

資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」〔平成 16 年 2 月 19 日制定〕

(趣旨)

第 1 条 この内規は、北海道大学大学院法学研究科・法学部内規第 18 条第 2 項の規定に基づき、法科大学院教員会議の組織及び運営について定める。

(構成)

第 2 条 法科大学院教員会議は、法律実務専攻の専任教員及びみなし専任教員(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(審議事項)

第 3 条 法科大学院教員会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織運営に関すること。
- (2) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 学生の入学及び修了に関すること。
- (5) 学生の身分に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) その他法科大学院(法律実務専攻)の教育に関する重要事項

(招集及び議長)

第 4 条 法科大学院教員会議は、原則として毎月 1 回、法科大学院長(法律実務専攻長)が招集し、その議長となる。

2 構成員の 4 分の 1 以上の者の要請があったときは、法科大学院長は、法科大学

院教員会議を招集しなければならない。

- 3 法科大学院教員会議の開催は、少なくとも2日前までに構成員に文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(定足数及び議決)

第5条 法科大学院教員会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 法科大学院教員会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員の特例)

第6条 第4条及び第5条における構成員には、次の各号の一に該当する者を算入しない。

- (1) 休職中の者
- (2) 海外渡航中の者
- (3) 長期国内研修中の者

(運用)

第7条 この内規の運用上必要な事項は、法科大学院教員会議の議に基づき法科大学院長が別に定める。

附 則 この内規は、平成平成16年4月1日から施行する。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集 57頁)

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況) 前述の通り、実務家教員6人のいずれもが、法曹資格取得後10年以上、法曹としての実務に携わっている。

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況) 本法科大学院において、教育上主要と認められる授業科目には、次の 3 つのカテゴリーがある。

第 1 は、法律基本科目 (基礎プログラム及び深化プログラム) であり、法曹としてコモンベーシックを養成するための授業科目である。基礎プログラムは 17 科目 17 クラス、深化プログラムは 14 科目 30 クラス展開しているが、このうち、基礎プログラムの 2 クラス (憲法 I II) を除く 45 クラスを専任教員が担当しており、憲法 I II についても担当者は専任教員経験者 (現在は兼任教員) である。なお、基礎プログラムは、32 単位中 28 単位の選択必修であり、深化プログラムは 28 単位中 24 単位の選択必修としている。

第 2 は、理論と実務の架橋をなす科目、すなわち、法律実務基礎科目 (= 法実務基礎プログラム) であり、これもコモンベーシックの養成を目指すものであると同時に、特に法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習についてはその重要性に鑑み、(選択) 必修としている。より具体的には、民事実務演習は必修、刑事実務演習は A B の 2 科目からの選択必修、法曹倫理は I II からの選択必修であるが、刑事実務演習 B 以外の科目は、すべて専任教員が担当している。本プログラムでは、エクスターンシップを除き、14 クラス展開しているが、うち 11 クラスを専任教員が担当している。

第 3 は、展開・先端科目 (先端・発展プログラム) のなかでも、とりわけ知的財産法であり、またこれと隣接する経済法にも力を入れている。知的財産法・経済法関係では 9 科目設け、ただし、うち 4 科目については隔年開講であるため、同一年に開講するのは 7 科目 7 クラスであるが、いずれのクラスも専任教員が担当している (ただし、1 科目 1 クラス (知的財産法) については、専任教員と兼任教員の共同担当である)。

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況) 各専任教員の授業負担は、学部等における負担も含め、いずれも年間 20 単位以下にとどめられており、12 単位から 16 単位であることが多い。ただし、法科大学院教育の負担は、従前の研究科・学部教育に比べて一層重く、特に深化プログラムの授業科目については、その実質上の教育負担が重いことに配慮して、2 単位科目を教員の授業負担数の計算上は 3 単位科目として扱うとする研究科・学部内措置を採っている。

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況) 研究科として、『研究期間制度』に関する申し合わせ事項」という定めを設けている。ただし、ここでいう研究期間制度においては、年間 4 単位程度の授業負担を負うものとなっている。《資料『研究期間制度』に関する申し合わせ事項」参照》

なお、法科大学院開設以前は、概ね 5 年ないし 6 年に 1 回程度、この研究期間を取得できたが、法科大学院における授業負担、さらに研究プロジェクト遂行との関係から、担当科目によっては、研究期間取得が難しくなっている。

資料『研究期間制度』に関する申し合わせ事項」〔平成 15 年 11 月 13 日 研究科教授会決定〕

1 基本的事項

(1) 本研究科の専任教員（原則として任期付きの教員を除く）の教育・研究能力を高めることを目的として研究期間制度を設ける。

(2) 法科大学院（法学研究科法律実務専攻）の専任教員は、法科大学院に所属したままで研究期間を取るものとする。

(3) 法学研究科法学政治学専攻の専任教員は、本研究科附属高等法政教育研究センターに所属して取ることもできる。

(4) 研究期間は、原則として 1 年以内とする。

(5) 各年度の研究期間取得候補者は、各大講座における従来の研究部運用の経緯と教育責任とを考慮して、大講座から研究科教授会に提案する。

(6) 各年度において研究期間を取る専任教員の数は、原則として 12 名を超えることができない。

2 細目的事項

- (1) 研究期間中においても、一定の講義負担（4単位以内）を負うものとする。
- (2) 研究期間中は、原則として本研究科及び大学内の各種委員等の負担は免除する。
- (3) 研究期間中の学外における負担は、研究期間制度の趣旨にそったものでなければならない。
- (4) 研究期間を取った専任教員は、研究期間終了後研究報告書を教授会に提出する。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集 107 頁)

基準 8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-5-3 に係る状況) 大学院生(法学政治学専攻を含む)の教務については、学部学生の教務とは別に、学事担当という専門部署(係長を含め、事務員 3 名)が設けられている。

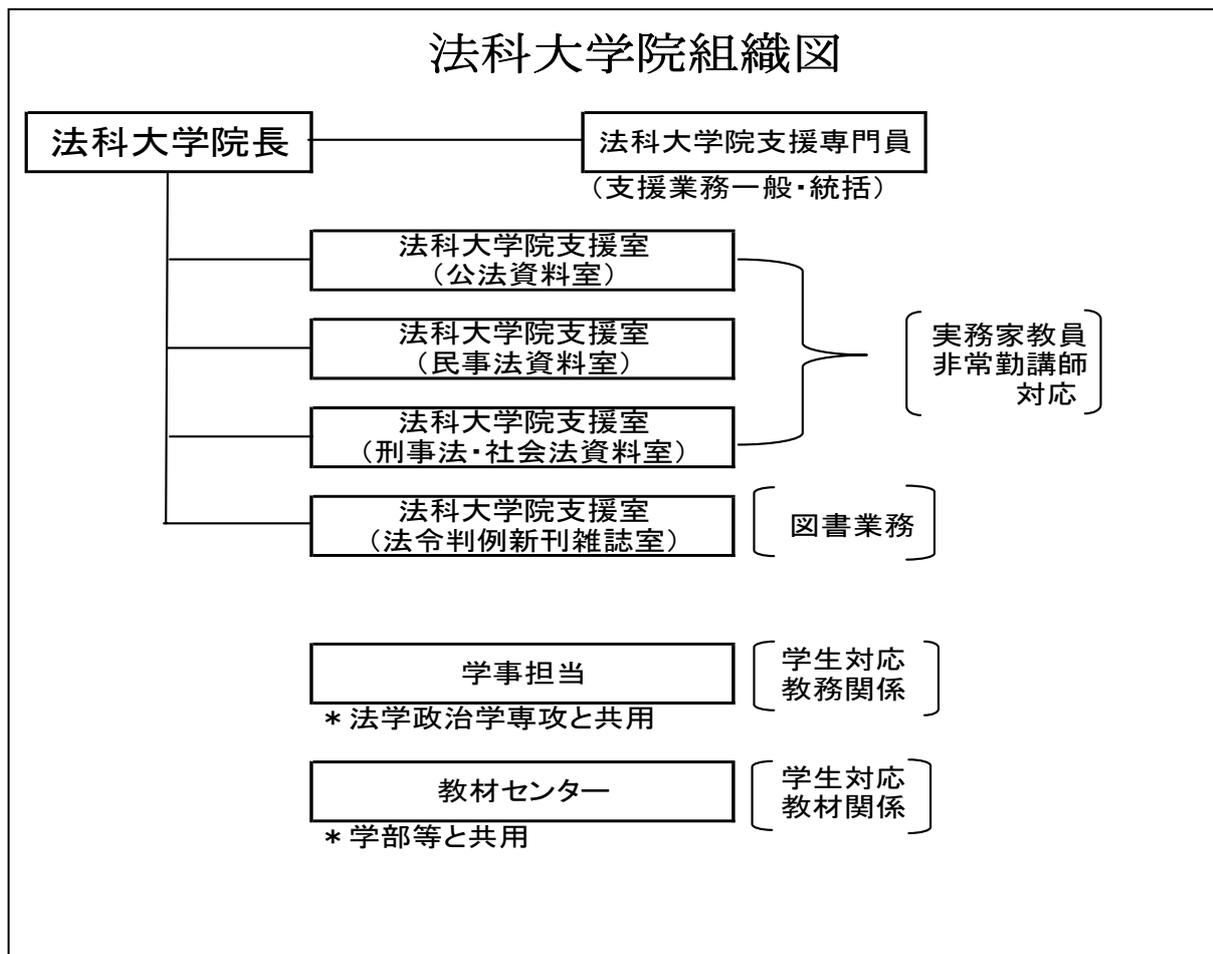
法科大学院の支援業務一般等は、法科大学院支援専門員(1名)が担当する。このほか、特に実務家教員や非常勤講師に対する十分な対応をするため、他の業務を主たる業務とする 3 つの法科大学院支援室(公法資料室、民事法資料室、刑事法・社会法資料室が兼務する。各室に 1 名の補助助手等が配置されている)が、適宜、支援している。このほか、法令・判例新刊雑誌が配架された法令・判例新刊雑誌室にも専門的な職員(2名)が置かれ、その中の一名は、法科大学院支援員を兼務している。

教材等を作成・配布するため、教材センターを設け、常時 1 名の職員を配置するとともに(2名での交代制)、繁忙期には、さらに臨時職員(1名)を置き、教材作成・配布の任に当たらせている(合計 3 名)。

法科大学院教員会議開催の準備等は、上記の学事担当の担当係長が担当している。

なお、以上の職員組織を図示するなら、以下のようなになる、《資料「法科大学院組織図」》参照。また事務職員以外の、たとえば教員(助教等)やリサーチ・アシスタント等による補助は実施していないが、授業の実施にあたり、特に支障は生じていない。

法科大学院組織図



- (1) 法科大学院支援専門員：院長室に常駐（1名）、支援業務一般を統括、非常勤。
- (2) 法科大学院支援室：公法資料室、民事法資料室、刑事法・社会法資料室に常駐（各資料室に1名、計3名）、実務家教員及び非常勤講師に対応、3名とも常勤。
- (3) 法科大学院支援室：法令判例新刊雑誌室に常駐（1名）、図書関係、常勤。
- (4) 学事担当：事務室に常駐（3名）、教務関係・学生対応、常勤3名。
- (5) 教材作成センター：教材作成センターに常駐（2名だが、交代制なので常駐しているのは1名）、教材の作成・配布、2名とも非常勤（教材作成の繁忙期には、このほかに臨時職員（非常勤）1名を採用している）。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

法律基本科目については、バランスも含め、充実した専任教員陣を揃えている。実務家教員が担当する授業科目についても、同様である。必修系の授業科目については、そのほぼすべてを専任教員が担当しており、法科大学院における教育について責任ある態勢を確立している。

(2) 改善を要する点：

法科大学院の教育負担（授業及び管理運営上の各種の負担）が相当なものであるため、教員の研究時間の確保が課題となっている。法科大学院における教育水準を維持向上させるためには、研究時間等の確保が重要である。法科大学院生に対する教育自体は教員しかできないが、授業の実施等を支援する業務（教材作成、教育に関連する資料収集、教育ツールの維持・管理、入試業務、FD関連業務、教務事項の整理・分析等の業務）について十分な教育支援態勢を作ることにより、教育研究環境を悪化させないと同時に、法科大学院生に対するより丁寧できめ細かな指導を確保することが、今後の課題である。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

(1) 本法科大学院には、運営に関する重要事項を審議する会議として、「法科大学院教員会議」を設置している。法科大学院教員会議は、専任の法科大学院教員によって構成している。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部内規第18条」》、《資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規第2条、第3条」》。

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部内規」

第18条 法科大学院に法科大学院教員会議を置く。

2 法科大学院教員会議の組織及び運営については、研究科教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集 50 頁)

資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」

第2条 法科大学院教員会議は、法律実務専攻の専任教員及びみなし専任教員（以下「構成員」という）をもって構成する。

第3条 法科大学院教員会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織運営に関すること。
- (2) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 学生の入学及び修了に関すること。
- (5) 学生の身分に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) その他法科大学院（法律実務専攻）の教育に関する重要事項。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集 57 頁)

(2) 本法科大学院には、専任の長である法科大学院長が置かれている。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部内規第19条」》

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部内規

第 19 条 法科大学院長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 法科大学院長の任期が満了するとき。
- (2) 法科大学院長の辞任の申出を法科大学院教員会議が相当と認めたとき。
- (3) 法科大学院長が欠けたとき。

2 法科大学院長候補者は、法科大学院教員会議の議を経て、研究科長が指名する。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集 50 頁)

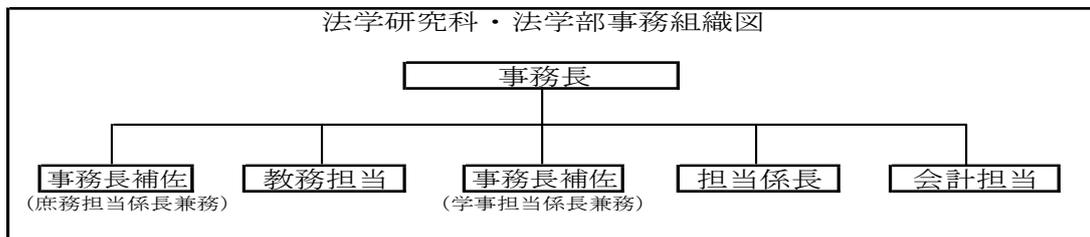
(3) 法科大学院教員会議は、法科大学院の教育課程・教育方法・成績評価・修了認定・入学者選抜方法・教員人事その他の重要事項について審議する会議である。《前掲資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規第 2 条、同 3 条」》。法科大学院専任教員とみなされる者（平成 15 年度文部科学省告示第 53 号第 2 条第 2 項参照）は、法学研究科教授会及び法科大学院教員会議の構成員として、その審議運営に参加している。《前掲資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規第 2 条、同内規 3 条」》

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

(1) 本法科大学院の管理運営を行うための事務は、法学研究科・法学部の事務組織が担当する。法科大学院を含む北海道大学大学院法学研究科の教務等に関する事務は、法学研究科の学事担当（4 名）が担当する。このほか、法科大学院の運営に関する庶務を担当（公共政策大学院と兼務）する担当係長（1 名）を配置している。《資料「法学研究科・法学部事務組織図」》



(出典：国立大学法人北海道大学規則集 1・1268 頁に基づき作成)

(2) 法科大学院長の業務及び法科大学院の各種委員会に係る支援業務等は、法科大学院長室に配置している法科大学院支援専門員（1 名）が担当する。

(3) 法科大学院の授業の実施等に係る支援業務は、法科大学院支援室（公法資料室、民

事法資料室、刑事法・社会法資料室、法令・判例新刊雑誌室が兼ねている)に配置している支援員が担当する(4名の補助助手等が兼務している)。

(4) 教材の作成・印刷等の作業は、教材センター(121号室)に配置している職員(3名。ただし、曜日による交代制を採用しているため、実質は1名)が担当している。

《資料「法科大学院組織図」(第8章 基準8-5-3)》

(5) 本法科大学院の管理運営を行うための事務を担当する職員、法科大学院の授業の実施等に関する支援業務を担当する職員の能力向上については、法科大学院独自の研修を行っていない。ただし、各職員は、北海道大学全体について実施している研修に参加しており、これによって職員の能力向上は達成できている。《資料「北海道大学職員研修日程一覧」》

資料「北海道大学職員研修日程一覧」

研修	対象者	主催	開催時期
国立大学法人北海道大学初任職員研修	事務職員	本学	4月
国立大学法人北海道大学事務職員英語研修	事務職員	本学	10月～翌1月ごろまで
国立大学法人北海道大学職員民間企業派遣研修	事務職員	本学	1ヶ年度
北海道地区国立大学法人等中堅職員研修	事務職員	国大協及び担当校	6月
北海道地区国立大学法人等係長研修	事務職員	国大協及び担当校	9月
北海道地区国立大学法人等会計事務研修	関係業務担当事務職員	国大協及び担当校	10月
北海道大学事務系職員放送大学利用研修	職員	放送大学	1ヶ年度内に前期・後期

(出典：北海道大学事務局からの通知に基づき作成)

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

(1) 本法科大学院における教育活動等を実施するために必要な予算については、法学研究科全体の予算に組み込んで決定している。ただし、法科大学院の図書予算については、その重要性を考慮して法学研究科教授会の定めた予算の範囲内で法科大学院教員会議が決定している。

(2) 本法科大学院の開設に際して、大学全体の予算から特別の予算を措置した(平成 15 年～平成 17 年の 3 年間)。しかし、法科大学院の教育活動等を遂行するためには予算が不足しており、予算を制度上確保する仕組みについては、今後の課題である。

法学研究科全体の予算決定に際し、総長裁量経費(総長による重点配分経費)によって法科大学院の教育活動について特別の配慮を行っているが、法科大学院において生じる授業料収入を、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用できるような仕組みについては、今後の課題である。

(3) 法科大学院の運営に関する財政上の事項については、法学研究科予算全体の決定手続きにおいて、法科大学院の意見ないし要望を聴取する機会がある。

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院の教育活動等の状況の点検及び評価については、教育内容や教育方法等の改善に資するため、学生による授業アンケート、教員相互の授業参観、学生投書箱の設置を企画し実施している。その結果は、教員各自にフィードバックし授業方法等の改善に役立てるとともに、学生による授業アンケートの結果は、報告書にまとめて、法科大学院生に公開（法科大学院図書室及び学事担当窓口に配備）している。

(2) 法学研究科全体における自己点検・評価については、「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」に基づき、自己点検及び評価を実施し、その結果を、法科大学院設置前の平成 15 年 3 月に、「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」として公表しているが、平成 15 年 3 月以降実施していない。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規第 1 条、同第 2 条」》

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」

第 1 条 この内規は、北海道大学評価規程（平成 16 年 4 月 1 日海大達第 68 号。以下、「評価規程」という）第 7 条第 2 項の規定に基づき、法学部及び法学研究科（以下「本研究科」という。）の教育及び研究、組織運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 本研究科に、次に掲げる事項を行うため、北海道大学大学院法学研究科・法学部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 本研究科の点検及び評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- (2) 本研究科の点検及び評価の実施に関すること。
- (3) 評価規程第 9 条第 1 項に規定する学外者による検証に関すること。
- (4) 本研究科の点検及び評価に関する報告書等の作成及び公表に関すること。
- (5) 法人評価及び認証評価に関すること。

(出典：平成 17 年 2 月 17 日開催 研究科教授会議事録)

(3) 本法科大学院の全体的な自己点検及び評価については、平成 19 年 3 月に第 1 期の修了生（3 年課程）を世に送り出し、修了生は 5 月に新司法試験（短答式と論文式）を受験し、6 月に短答式試験の成績発表を経て、9 月に論文試験の成績を加味して最終合格者が発表された（48 名が合格した）。平成 20 年度に、修了生の受験状況を踏まえ、これまで実施してきた教育活動等の状況について点検及び評価を実施し、その結果を公表する予定

である。

なお、平成 18 年度に作成した「平成 18 年度法科大学院認証評価（予備評価）自己評価書」の要旨、及び、北海道大学法科大学院が、平成 19 年度に大学評価・学位授与機構から受けた認証評価（本評価）の結果を、法科大学院ホームページ（<http://www.juris.hokudai.ac.jp/lawschool/>）上に、昨年 7 月及び本年 7 月に掲載・公表した。

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

（基準 9-2-2 に係る状況）

（1）法学研究科・法学部全体における自己点検及び評価については、「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価委員会」が担当する。同委員会は、研究科長等によって構成されている。点検及び評価の項目は、この委員会が定めるところによる。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規第 3 条」》

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1） 研究科長
- （2） 副研究科長
- （3） 評議員
- （4） 講座責任者
- （5） 事務長
- （6） その他研究科長が必要と認めた者 若干名

（出典：平成 17 年 2 月 17 日開催 研究科教授会議事録）

（2）本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検・評価の取組みとしては、これまで学生による授業アンケート、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観があり、これらの企画実施は本法科大学院の F D 委員会が担当している（本評価書Ⅲ第 5 章「教育内容等の改善措置」参照）。

（3）平成 19 年度以降の法科大学院自己点検及び評価を担当する組織として、北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規第 6 条第 1 項に基づき、法科大学院の自己点検及び評価に係る専門的事項を処理するため、「北海道大学法科大学院点検評価専門委員会」を設置した。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規第 6 条」》

同専門委員会の組織・点検項目等については、「北海道大学法科大学院評価専門委員会

について」に定めるところによる。《資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会について」》

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」

第6条 委員会に、点検及び評価に係る専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(出典：平成17年2月17日開催 研究科教授会議事録)

資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会について」

1 北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規第6条第1項に基づき、北海道大学法科大学院（以下、「法科大学院」という。）の自己点検及び評価に係る専門的事項を処理するために、北海道大学法科大学院点検評価専門委員会（以下、「本専門委員会」という。）を置く。

2 本専門委員会は、法科大学院の点検及び評価に係る、以下の事項を行う。

- (1) 法科大学院の点検及び評価の基本方針並びに実施項目の策定に関する事項。
- (2) 法科大学院の点検及び評価の実施に関する事項
- (3) 法科大学院の点検及び評価に関する報告書等の作成及び公表に関すること。

3 2(1)の「実施項目」は、以下の項目を含むものとする。

- (1) 教育目的
- (2) 教育内容
- (3) 教育方法
- (4) 成績評価及び修了認定
- (5) 教育内容等の改善措置
- (6) 入学者選抜
- (7) 学生の支援体制
- (8) 教員組織
- (9) 管理運営等
- (10) 施設、設備及び図書館等

4 本専門委員会は、以下の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法科大学院長
- (2) 法科大学院長が指名した者

5 本専門委員会に委員長を置き、法科大学院長をもって充てる。

(出典：平成19年6月14日開催 法学研究科教授会議事録)

(2) 「北海道大学法科大学院評価専門委員会について」4(2)にいう「法科大学院

長が指名した者」は、平成 20 年度においては、以下の法科大学院専任教員である。《資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会委員名簿」》

資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会委員名簿」

松久三四彦（委員長） 笹田栄司 小名木明宏 白取祐司、長井長信
池田清治 林 靖

（平成 20 年 3 月 6 日法科大学院教員会議資料 4）

基準 9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

（基準 9-2-3 に係る状況）

（1）平成 15 年 3 月に公表した「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」については、法学研究科教員に配布し、その内容を周知した。法学研究科の教育改善に必要があるときには、研究科長は、その改善に努め、さらにその改善策を関連する委員会に付託することができるものとし、その活用に努めている。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規第 8 条」》

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」

第 8 条 研究科長は、委員会が行った点検及び評価、学外者による検証並びに法人評価及び認証評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについて、その改善に努めるものとする。

2 研究科長は、改善するための措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、本研究科に設置する他の委員会に検討を付託する。

（出典：平成 17 年 2 月 17 日開催 研究科教授会議事録）

（2）授業アンケートの実施結果については、FD 委員会による集計分析を経た上で、教員へ個別に通知し、さらに法科大学院教員会議に報告し、教育活動等の改善に活用している。同委員会の分析結果は、報告書として学生に公開している（本評価書Ⅲ第 5 章「教育内容等の改善措置」参照）。

（3）大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）の結果、及び、北海道大学法科大学院が、平成 19 年度に大学評価・学位授与機構から受けた認証評価（本評価）の結果について、法科大学院教員会議において報告し教員に周知するとともに、これによって、法科大学院の教育活動等の改善を図っている。

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9-2-4に係る状況)

(1) 法科大学院の授業アンケートの結果については、FD委員会による集計分析を経て、各教員への通知・教員会議への報告、最終的には学生への公表という手続きを行っている。この手続き全体を遵守することによって、授業アンケートの面においては、法科大学院の教員以外の者による検証に代わる、実際上の効果を達成している(本評価書Ⅲ第5章「教育内容等の改善措置」参照)。

(2) 平成19年度に受けた大学評価・学位授与機構の認証評価(本評価)のために作成した「自己評価書」について、平成19年度実施の新司法試験の結果を併せて、平成20年度に、法律実務に携わる者・法律学教育に高い識見を有する者による外部評価を実施することとした。

(3) なお、法学研究科全体の自己点検及び評価の結果については、学外者による検証(外部評価)を受けることとし、平成15年3月に公表した「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」について、法律実務に携わる者・法律学教育に高い識見を有する者による外部評価を受けている。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規第2条」》

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」

第2条 本研究科に、以下の各号に掲げる事項を行うため、北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1) 略

(2) 略

(3) 評価規定第9条第1項に規定する学外者による検証に関すること。

(出典：平成17年2月17日開催 研究科教授会議事録)

9-3 情報の公表

基準9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準9-3-1に係る状況) 本法科大学院における教育活動等の状況については、毎年度、①法科大学院案内「大志ある法曹をめざして」を刊行し、かつ、②北大法科大学院のホームページ (<http://www.juris.hokudai.ac.jp/lawschool/>) を開設して、積極的に情報の提供を行っている。本法科大学院の志願者に、入学試験に関連する情報を提供するため、毎年度、③「法科大学院学生募集要項」を刊行している。このほかに、札幌(年2回)及び東京(年1回)において、入試説明会を開催している。

基準9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準9-3-2に係る状況) 本法科大学院は、毎年度、本法科大学院の志願者のために、北大法科大学院案内「大志ある法曹をめざして」を刊行し、かつ、北大法科大学院のホームページ (<http://www.juris.hokudai.ac.jp/lawschool/>) を開設している。このホームページについては、本年8月10日までの間、136回の改訂を行っている。このほか、本法科大学院の志願者に、入学試験に関連する情報を提供するため、「法科大学院学生募集要項」を刊行して、情報提供に努めている。

上記の文書等に掲載されている情報は、(1)設置者、(2)教育上の基本組織、(3)教員組織、(4)収容定員及び在籍者数、(5)入学者選抜、(6)標準修了年限、(7)教育課程及び教育方法、(8)成績評価及び課程の修了、(9)学費及び奨学金等の学生支援制度、(10)修了者の進路及び活動状況に関する情報を含んでいる。

9-4 情報の保管

基準9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準9-4-1に係る状況)

(1) 本法科大学院における教育活動等に関する重要事項を記載した文書に代わる機能を実質的に果たしている、北大法科大学院案内「大志ある法曹をめざして」(2009年版が最新版)、法科大学院のホームページ及び「法科大学院学生募集要項」は、本法科大学院の教育活動等に関する最新の状況に基づいて、改訂を繰り返している。

「基準9-3-2に係る状況」に指摘した(1)～(9)に関する情報、及び(10)「修了者の進路状況及び活動状況」に関する情報については、随時、法学研究科の事務部である庶務担当及び学事担当が収集・保管に努めている。

(2) 法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検及び評価として、授業アンケートの実施、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観の実施があり、その実施の企画は法科大学院のFD委員会が担当している。FD委員会は、授業アンケートの実施結果を調査分析した後に、教員への個別の通知及び法科大学院教員会議への報告を行っており、同委員会の分析結果は、報告書として、学生に公開している。以上の集計分析した資料、通知・報告に関する文書、及び報告書は、前記の職責を負うFD委員会が、収集・保管している。

(3) 「国立大学法人北海道大学法人文書管理規定第7条第1項及び別表(第7条関係)」(平成16年4月1日海大達第47号)は、「管理運営関係文書」ないし「教務関係文書」の保存期間を5年としている。上記(1)及び(2)の評価の基礎となる情報が、これらの文書に該当する限りでは、その保管期間は5年となる。《資料「国立大学法人北海道大学法人文書管理規定第7条及び別表(第7条関係)」》

資料「国立大学法人北海道大学法人文書管理規定」

第7条第1項 法人文書を作成し、又は取得したときは、別表に規定する保存期間

基準により法人文書の保存期間の満了する日を設定するものとする。

別表(第7条関係) 保存期間基準

管理運営関係文書・・・・・・・・・・5年

教務関係文書・・・・・・・・・・5年

(出典：国立大学法人北海道大学規則集1・7227頁以下)

(3) 上記(1)の「評価の基礎となる情報」は、法学研究科の事務部である庶務担当及び学事担当が保管し、上記(2)の「評価の基礎となる情報」は、法科大学院のFD委員会が保管している。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 本法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい、独自の管理運営の組織、管理運営を行うための適切な事務体制を有している。

2 法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検及び評価として、授業アンケートの実施、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観を行っており、とりわけ、授業アンケートの実施・分析結果の学生への公表等は、自己点検及び評価の結果を法科大学院教育に反映させる試みとして、注目すべき点である。

3 本法科大学院における教育活動等については、法科大学院案内、ウェブサイト及び入試募集要項等によって、積極的に情報を提供している。

(2) 改善を要する点：

1 法科大学院の教育目的を達成するためには、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップ等の臨床法教育を中心に多大な経常費が必要であり、予算面での長期的・計画的な確保が、今後の課題である。

2 本法科大学院においては、教育内容や教育方法等について自己点検及び評価を実施し学生に公開しているが、その結果については、十分な外部評価を受けているとは言い難い。平成 20 年度に、充実した外部評価の実施を予定している。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

(1) 基礎プログラム、法実務基礎プログラム及び深化プログラムの授業には、人文・社会科学総合教育研究棟の法学研究科が専用する講義室・演習室(W101、W203、W204、W302、W401～403)、及び文系共同講義棟の法学研究科が専用する講義室(5番教室)を使用している。

その他の科目(先端・発展プログラム、学際プログラム)の授業には、法学研究科が専用する講義室(人文・社会科学総合教育研究棟W203、文系共同講義棟8番教室)を使用している。

法科大学院専用でない施設として、講義室・演習室等の一部について共用の施設があるが、法科大学院の授業の実施には支障がない。

演習室等は、空き時間に、法科大学院生の自主的なグループ学習のために、使用している。

(2) 専任の研究者教員には、1室の専用の研究室を整備している。専任の実務家教員(2名)についても、同じである(310、507号室)。みなし専任の教員(4名)についても、1室の専用の研究室(312、513、521、524号室)を整備している。

非常勤教員には、共同の専用研究室(302号室)を整備している。同室は、研究科・学部との共用であり、法科大学院専用の研究室ではないが、非常勤講師が担当する講義の大多数は、休業期間に集中講義方式で実施しているので、事実上法科大学院専用の非常勤教員の研究室となっている。

基礎ゼミ担当の非常勤教員(合計12名)は、非常勤講師室(302号室)を使用している。基礎ゼミの授業回数は、平成18年度では刑事法については3回、民事法については8回である。平成19年度においても、ほぼ同程度である。非常勤教員の員数、授業回数等を考慮すると、非常勤講師室は、授業等の準備を行うことができるスペースを十分に備えている。

(3) 専任教員は、研究室を使用して、修学指導等のため、学生と面談している。

(4) 本法科大学院の履修届等の学習に関する事務手続きは、法学研究科の学事担当が担当している。学事担当は、法学研究科の事務室(001室)に、配置している。事務室には、事務職員が、職務を適切に行えるだけのスペースを確保している。

法科大学院の授業の実施等に関する支援業務を担当する支援員(4名の補助助手等が兼務している)を、法学研究科の2階～5階の資料室等(215、301、401、501号室)に配置している。

授業に使用する教材・資料等の印刷業務を担当する教材センターの職員(3名。ただし、曜日による交代制を採用しているため、実質は1名)に、1室の教材センター(107号室)を整備している。

法科大学院の支援業務一般を担当・統括する法科大学院支援専門員(1名)を、法科大学院長室(333号室)に配置している。

(5) 本法科大学院生は、法科大学院自習室を共同して使用している。自習室には、法科大学院生の専用の固定席を設けており、祝日・休日を問わず24時間の使用が可能である。

法科大学院自習室と同一の階に、法科大学院図書室(108号室)を設置している。図書室は、祝日・休日を問わず24時間の使用が可能である。また法科大学院生は、ミーティングルーム(206号室)を利用することが可能であり、同室の利用は、法科大学院生の長時間学習をサポートするうえで、極めて有効に機能している。

(6) 法科大学院図書室(108号室)は、専任教員・法科大学院生・法科大学院長が特に許可した者等が使用する、法科大学院専用の図書室である。また、講義室・演習室等の一部については法学研究科との共用であるが、その使用・管理に当たっては、法科大学院の授業の実施に支障がなく、行っている。

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況) 本法科大学院の各施設には、教員の教育研究及び法科大学院生の学習を支援するため、施設の目的に応じて、以下の設備及び機器を整備している。

(1) 講義室・演習室には、講義・演習を有効に実施するための設備・機器を配備している。

(2) 法科大学院図書室(108号室)には、配架されている資料及び図書を利用するために必要な複写機・DVD・パソコン・プリンターを整備している。

(3) 法科大学院生が学習において使用する法令・判例等の資料を所蔵する法令・判例新刊雑誌室(検索用のパソコンを設置している)に隣接して、コピー室(213号室)を設けている。このほかに、事務部等と共用の複写機2台が、複写室(002室)に設置している。法科大学院に近接する本学附属図書館においても、設置している検索用のパソコン・複写機等を使用することが可能である。

(4) 法科大学院生の自習室には、各自専用の学習机(仕切付きのキャレル)・椅子・書棚・ロッカーを配備している。各自の席から、ノートパソコンを使用して、学内LANに接続してインターネットを使用する。電源コンセントを各机に配備して、ノートパソコンの使用を可能としている。

(5) 法科大学院の授業に使用する教材・資料等の印刷を行う印刷室(106号室)には、各種の印刷機器を配備している。

(6) パソコンを使用して実施する授業のため、共同演習室(W204)に、パソコン等を配備しているほか、附属図書館内のパソコンルーム(L506)にも、パソコン等を配備して、法科大学院生の利用に供している。このパソコンは、学内LANに接続している。学内LANは、「図書管理検索システム」、「判例検索システム」及び「学習支援システム(本評価書Ⅲ第3章 3-2及び第7章 7-1参照)」に接続している。また、法学研究科・法学部の学生との共用ではあるが、情報端末室(203号室)に配備しているパソコン・プリンターの使用が可能である。以上のパソコンの使用によって、インターネットによる、各種の学習情報に対するアクセスが可能である。

上記の施設に配備しているパソコンの利用によるほか、法科大学院生は、各自の自習室において、自己のパソコンを使用して、学内LAN及びインターネット(各自の机に「電源コンセント」、「LAN及びインターネット接続コンセント」を配備している)を利用することも可能である。

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

(1) 本法科大学院には、専用の法科大学院図書室(108号室)を設置しているほかに、法科大学院に隣接した位置に(渡り廊下によって通行可能)、法学研究科の蔵書を管理する本学附属図書館があり、さらに、法学研究科内に、法学教育及び研究に特に必要な法令・判例等の図書及び資料を配架している法令・判例新刊雑誌室(209号室、211号室、215号室)を設置している。

(2) 法学研究科の蔵書を管理する本学附属図書館には、専門的な能力を有する図書館職員を配置している。法令・判例新刊雑誌室には、司書の資格を有し、かつ専門的な能力を有する職員(2名)を配置している。

(3) 法令・判例新刊雑誌室に配置している2名の職員は、司書の資格を有しており、法情報調査に関する十分な能力を有している。

(4) 法科大学院図書室が所蔵する図書及び資料の選定は、授業担当教員が行っている。

このほか、法科大学院の図書予算に特別の項目を設けて、随時法科大学院生の希望に応じて、図書及び資料を購入しており、法科大学院生は、購入希望を文書又はインターネットを利用して申し出る。《資料「学生図書購入希望申込書」》

法科大学院図書室が所蔵する図書及び資料は、概算で約4000冊であり、法科大学院における教育研究に必要な図書及び資料を、おおむね網羅している。

(5) 法科大学院図書室(図書室、法令・判例新刊雑誌室、附属図書館)には、パソコンを配備しており、これらのパソコンを使用して、法科大学院図書室の「図書管理検索システム」及び「判例検索システム」に接続することが可能である。また、法科大学院生は、各自のパソコンからもこれらの検索システムに接続することが可能である。

法科大学院学生図書購入希望の申込について

- 1 法科大学院学生が共通に使用する図書を購入します。司法試験用の教科書・判例解説書・過去問解説書等の補助教材、所在不明の図書等、法科大学院生が購入希望する各種の資料を購入する予定です。
- 2 下記の申込書を使用して申し込んでください。複数の申出も可能です。複数の部数の購入を希望するときには、その旨を、申込書の購入希望理由に記載してください。

法科大学院資料室に、ボックスを設置します。申込書は、これに入れてください。

- 3 インターネットを利用して、申し込むことができます。アドレスは、bibliotheca61@juris.hokudai.ac.jp です。その際には、申込書と同様に、書名等の情報を、お知らせください。
- 4 早めに申し込むことをすすめます。早く、購入することができます。
- 5 予算の制限がありますので、希望に応ずることができない場合があります。

(出典：17年度法科大学院教員会議議事録)

(6) 法学研究科の蔵書は、附属図書館が管理し、法令・判例新刊雑誌室に配架している図書及び資料は、同室に配置している2名の職員が管理している。法科大学院図書室には、図書及び資料の持出しを監視する機器を設置して、その管理を行っている。所在不明となった図書等については、年2回実施する蔵書点検によって確認し、速やかに補充の手続きを行っている。《資料「学生投書に対する回答」》

回 答

1 蔵書の管理について

- (1) 法科大学院資料室について、2005年9月、2006年3月に蔵書点検（2日間の予定。この期間中は、利用禁止）を実施します。来年度については、今年度の実施結果を参考にして、回数を増やすことを検討します。
- (2) 蔵書点検の結果、所在が不明となった図書を確認したときには、その旨を掲示します。掲示期間は、10日間です。この期間内に返還がなされないときには、遅滞なく、再購入の手続きをとります。
本年3月に実施した蔵書点検によって、所在不明を確認した図書（合計5冊）は、すでに発注しています。間もなく、入荷する予定です。
- (3) 利用に際して、所在不明に気付いたときには、申込み用紙によって、その旨を連絡してください。インターネットを利用して、申し込むこともできます。アドレスは、bibliotheca61@juris.hokudai.ac.jp（法科大学院図書専用）です。
申込みがあったときには、(2)と同様の手続きをとります。

（出典：「学生投書に対する回答 2005年6月3日」）

(7) 法学研究科の蔵書を管理する附属図書館には、専門的な能力を有する図書館職員を配置している。法令・判例新刊雑誌室には、司書の資格を有し、かつ専門的な能力を有する職員（2名）を配置しており、同室の資料に関するレファレンス業務を担当しているが、そのうちの1名は、法科大学院支援員を兼務し、法科大学院生の学習を支援している。《資料「法令・判例及び新刊雑誌等の管理に関する事務取扱要綱」、《資料「法科大学院図書室の利用についての定め」》

資料「法令・判例及び新刊雑誌等の管理に関する事務取扱要綱」

法令・判例及び新刊雑誌等の管理に関する事務取扱要綱

- 1 法令判例室に配架する図書は別紙のとおりとする。
- 2 法令判例室に配架する図書の貸出しは行わないものとする。
ただし、文献複写等のための一時持出しについては、この限りでない。
- 3 法令判例室の利用時間は、平日午前9時から午後5時までとする。
ただし、正午から午後1時までを除く。
- 4 法令判例室の利用は、本学の職員、学生（大学院学生、研究生を含む）及び研究科長が特に許可した者とする。
法令判例室の利用希望者は、利用許可証の交付を受けなければならない。
ただし、職員にあつては身分証明書、学生にあつては学生証をもって利用許可証に充てるものとする。

(出典：大学委員法学研究科・法学部内規集 270 頁)

資料「法科大学院図書室の利用についての定め」

法科大学院図書室の利用についての定め

- 1 法科大学院図書室（以下、「図書室」という。）の図書等の貸出しは行わない。
- 2 図書室の図書等の利用は、閲覧及び複写とする。複写は、図書室に設置された複写機を使用する。
- 3 図書室の利用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。
- 4 図書室を利用することができる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 法律実務専攻の専任教員
 - (2) 法律実務専攻に所属する学生
 - (3) 法律実務専攻を修了し所定の手続きを経た者
 - (4) その他法科大学院長が特に許可した者
- 5 前項第1号に掲げる者が図書等の利用を希望する場合は、学事担当に申請して利用許可書（入室カード）の交付を受ける。
前項第2号に掲げる者には、入学時に利用許可書（入室カード）を交付する。
前項第3号または第4号により図書室の利用許可を希望する者は、利用許可申込書

(別紙様式)を、学事担当に提出する。許可された場合には、その者に利用許可書(入室カード)を交付する。

- 6 第4項第2号に掲げる者の利用許可書(入室カード)の有効期限は、在籍期間とし、同項第3号及び第4号に掲げる者の利用許可書(入室カード)の有効期限は、許可年度の年度末とする。

(出典：平成18年4月20日開催法科大学院教員会議議事録)

(8) 附属図書館及び法令・判例新刊雑誌室の利用(閲覧・貸出・複写等)は、利用規則に従って行っている。法科大学院図書室の利用は、閲覧及び複写であり、持出しを認めていない。法科大学院図書室内には、複写機及びプリンターを設置し、法科大学院生はこれを使用して図書資料等を複写する。このほか、DVDを利用するために、図書室内にパソコンを設置している。

法科大学院図書室、附属図書館及び法令・判例新刊雑誌室が所蔵する図書資料については、それぞれ、検索用のパソコンを備えているが、このほかに、法科大学院生の各自の机から、ノートパソコンを使用して、図書及び資料を検索することが可能である。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 専任教員に、授業等の準備等を十分かつ適切に行うことができる専用の研究室を、整備している。みなし専任教員についても、専用の研究室を整備している。

2 法科大学院生が日常の学習において使用する法科大学院自習室（祝日・休日を問わず、24 時間の使用が可能）については、各学生のために固定席を確保しており、十分なスペースと利用時間を確保している。法科大学院生は、各自の机から、ノートパソコンを使用して、図書及び資料を検索することが可能であり、図書室等は自習室に近接しており、自習室と図書室等との有機的連携を図っている。また、共用のミーティングルーム（206 号室）も設置し、法科大学院生の長時間学習をサポートするなど、十分な学習環境を整備している。

3 図書室に、法律基本科目及び法律実務基礎科目等の教育研究に必要な図書資料（判例集・解説、注釈書・体系書・教科書、学習補助教材等）を収集しており、法科大学院図書室が備えるべき基礎的資料をおおむね収集できている。

4 法科大学院生の希望に応じて、図書等の資料の充実を図るとともに、図書室が所蔵する図書資料について、持出しを禁止するための措置や、年 2 回の蔵書点検の実施、所在不明図書の迅速な補充等によって、適切な管理及び維持を図っている。

(2) 改善を要する点：

1 法律実務教育を十分に実施するためには、法廷教室の使用が極めて有効であり、その確保が今後の課題である。

2 法科大学院の授業には、一部法学研究科・法学部の講義室及び演習室を使用しているが、法曹養成のため、50 名～60 名前後の学生の教育に対応し、授業実施上の設備を備えた、法科大学院専用の複数の教室の拡充が今後の課題である。

3 教員は、各自の研究室において、学生との面接に応じているが、法科大学院生の修学指導・厚生補導の点において、法科大学院生と面談する、独立したオープンスペースを確保することが今後の課題である。

以 上

Ⅱ 外部評価報告書

北海道大学法科大学院外部評価報告書

上野 徹

(株式会社文藝春秋 代表取締役社長)

私は昭和40年に北海道大学法学部を卒業して株式会社文藝春秋に入社し、現在に至っています。入社してからは雑誌、書籍の編集業務に携わっていたため、いわゆる法曹の世界とは無縁でこれまで過ごしてきました。その過程で名誉毀損事件や著作権問題にかかわることがまれにあったとはいえ、卒業後の生活は、単位取得の必要に迫られて身についた法律知識が日を追ってそぎ落とされてゆく日々だった、とっていいかもしれません。そのような私に北海道大学法科大学院の外部評価委員の資格などあるとは思えませんが、ひとりの社会人の立場から、あるいはいくつかの裁判の当事者になったことのある立場から、これから法曹に関わる人、またその教育にあたる大学に望みたいことなど、気のついたことを申し上げたいと思います。

大学の「自己点検評価書」では21世紀の法曹に求められる資質として八項目があげられていますが、中でも私たちからみて重視してほしいのは、実践的知識、柔軟で創造的な思考力、交渉・説得能力、他の専門分野に対する理解力です。人権意識のたかまりや裁判員制度の導入など、私たちの生活の中で法律がこれまでよりさらに身近なものになってゆくのは時代の趨勢というものでしょう。そこでは仲間内だけで通用する考え方や言葉ではなく、ひらかれた法曹として、柔軟な人間関係を築いてゆける資質は必要不可欠です。これは法律知識の詰め込みだけでは育てられるものではありません。それは幅広い自由な人間関係の中で形成されるものだと思います。

パンフレット「大志ある法曹をめざして2009」の中で、法科大学院第一期生の野谷聡子さんは、卒業後の司法研修所で他大学出身者の話を聞き、北大の特徴として特筆すべきことは「教官と学生の関係がきわめて近いこと」だといっています。また同じく正木信也さんは「友人たちとの頻繁におこなったゼミ」をあげている。オフィスアワー制、クラス担任制、学習支援委員、また学生同士のゼミへのバックアップ体制など、教官、仲間たちとの接触の場で勉強できる環境は、教育目的にある柔軟で創造的な思考力、交渉能力と説得能力、表現力を培う大きな場ともなっていると思われます。

「報告書」の教育内容の項をみると、基礎、法実務基礎、深化、先端・発展、学際各プログラムが組み込まれています。そのプログラムでは密度の濃い学習を確保するため、各学年ごとに履修できる科目の上限を設けたキャップ制の採用に興味をひかれました。これは別に北大だけのことではないのかもしれませんが、一步一步段階的に法律学を学ぶという意図もさることながら、法律科目以外の科目について学ぶことの出来る余地を制度的に保証していることにもなるわけで、これはとても大事なことだと思います。社会人として幅広い知識と教養の蓄積は、これからの法曹人に必須の要素であると思うからです。取得制

限しておいてその代わりに何を用意してあげられるか、学際プログラムの充実をこれと関連させて、そこまで配慮があればさらに効果あるものとなるのではないのでしょうか。

しかし一方でそれがまだ十分に機能していないとも考えられるデータもあります。今年の司法試験合格者は残念ながら満足できる成績とはいえないでしょう。法科大学院はいかに社会にひらかれた有用な法曹を、いかに多く送り出せるか、いかにすれば司法試験にいかに多くの合格者を出すかを要求されていると聞いていいでしょう。今回の司法試験で特徴的なことは108名が受験し、98名が短答式試験に合格しながら最終合格者が33名にとどまっていることです。これは基礎的な知識はありながら創造的な思考力、応用力、表現力にやや欠ける場所があったということにならないのでしょうか。それを培う教官と学生、学生と学生の双方向訓練の場は、制度的に整備されているのですから、それをいかに機能させて応用力、創造的な思考力につなげていくのか、これからの課題なのかもしれません。

これについてはカリキュラムの検討も必要かもしれません。これまでの二年間にわたる法科大学院教育の経験、授業アンケート、投書などをとおして寄せられた要望、提言、教員会議、教務委員会、成績判定会議などの議論を参考にしながら、カリキュラム見直しワーキング・グループを中心に教育プログラムの検討手直しをおこなったとあります。この短答合格98名、最終合格33名の間を埋めるためにどのようなカリキュラムの手直しが必要なのか、具体的な検討がなされるべきでしょう。

われわれの学生時代と比較することじたい時代錯誤なのでしょうが、学生へのケアの実際を見学して、その緻密なことには驚かされました。法科大学院生の自習室には院生専用の仕切りつき学習机が設けられており、書棚、ロッカーも配備されている。各自の席からはノートパソコンを利用して学内LANに接続しインターネット接続も可能になっている。それも祝日、休日をとわず二四時間の利用が可能になっている。驚くばかりです。これについては前述の野谷、正木両君も「他の大学では各自に固定の机が用意されていず、自分の勉強場所を確保するのに毎日苦労したようだ」、それに比べて「北大は卒業後も試験日まで独りひとつの机が与えられており、落ち着いて勉強することができた」のは大きなメリットだったと語っています。

このような環境とともに北大法科大学院が他大学に優るのは、やはり札幌弁護士会との密な協力関係でしょう。ローヤリング＝クリニックでは弁護士教員が札幌弁護士会の法律相談センターで法律相談実務の訓練をしているし、札幌、旭川の弁護士事務所ではエクスターンシップを実施している。北海道大学が開拓時代から培ってきた地元との密な関係は、どこの大学に比べても大きな財産です。しかしながら、その関係が密であればこそ、ややもすると仲間うちで小さくまとまりやすい。平成19年度のエクスターンシップ派遣先を見ると、道内と東京では32対7、地元との強力な関係を示す数字です。しかし一方で北海道をはなれて他大学の学生と交歓し、刺激しあったり、人間関係を築く機会がもう少し多くてもいいようにも思います。札幌弁護士会の協力も含め手取り足取りのケアも大事で

すが、「北大なんてナンボのものでもない」という環境の中で、生身にヤスリをかけられるような刺激も一方では必要なのかもしれません。

「自己点検評価書」を読んで気のついたことを述べましたが、気になったのは、学生へのケアの裏返しとして教官の労働加重が想像以上に大きくなっているのではないかということです。研究期間のローテーションは組んでいるようですが、学生指導に追われ研究に十分な時間がとれないことは、結果、回り回って大学院の質の低下につながるのですから、教官サイドへの配慮が必要であると強く感じました。

北海道大学法科大学院外部評価報告書

向井 諭

(弁護士・北海道弁護士会連合会理事長)

此度、北海道大学法科大学院の外部評価委員をお引き受け致しました。私は北海道大学法学部の出身ではありますが、大学を離れてから既に30年以上を経過し、その間は司法修習生、弁護士の経験がある程度で、ごくたまに恩師の先生や司法試験合格祝賀会などで大学の情報を得るだけです。大学の組織、講義内容、学生生活等についての知識はあまりありません。ただ、法科大学院が法曹の養成を目的に作られていますので、法曹の一員としての私の経験等から、この法科大学院が、より良い法曹を輩出できるための一助になればと思います。「自己点検評価書」に沿って、私なりの意見を述べたいと思います。ただ、前述のように、私はしばらく大学の講義というものにあまり接しておらず、また大学における教育する側の実情や、これを受ける学生の実態や意識について十分な知識を持ち合わせていないため、中にはピントが外れていたり、辛口な講評も出て来るかもしれませんので、その点をご容赦願います。

1 教育目的

21世紀の法曹として身に付けておかなければならない能力・資質として

- (i) 基本法分野における体系的で深い理解
- (ii) 先端的・応用的法分野における専門知識
- (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- (iv) 柔軟で創造的な思考力
- (v) 交渉能力と説得能力
- (vi) 人権感覚・倫理性
- (vii) グローバル化の中での比較法的知識と語学力
- (viii) 他の専門分野に対する理解能力

の8つを掲げていますが、法科大学院ではこれらを身に付けさせる教育を行うことは理解できますし、これらを完全に身に着ければ、十分に法曹として歩んでいけるでしょう。この教育目的については問題ないと思います。ただ、司法試験合格後の司法修習には分野別修習と集合修習があるだけで、前期修習がないという法曹教育の実態からすれば、法文の意味をまず解釈しなければならないという基礎的な能力の重要性はかなり高いものと考えますし、その他に法曹人としての常識、倫理、そして社会常識と人間の行動パターンから考えられる事実認定能力も重要であると考えます。そうして、これらは20世紀でも21世紀でも、およそ法曹ではもっとも必要な能力・資質と考えます。これらのことは前記(i)

～(viii)に含まれていると解釈することもできますが、この(i)～(viii)の表現では、何となく先端的知識の修得や社会のグローバル化への対応といった方に力点が置かれているような気がします。法曹を求めているのは、社会に住むごく普通の庶民や中小企業である場合が圧倒的に多く、このような事件を扱えなければ、先端企業や国際関係の紛争も扱うことができないでしょう。その意味で法文の解釈に基づく法律の基礎的知識が総ての基になります。

2 教育内容

(1) ①基礎プログラムから⑤学際プログラムまで5つのプログラムがあり、そのいずれもについて双方向的・多方向的授業を実施するのはとても良いことであると思います。特に双方向授業は、法曹が当然備えなければならない、事情聴取、説明、説得、交渉、尋問等の能力の涵養に資することですから重視すべきでしょう。ただ、実際の授業において、3～40名の学生を相手に、この双方向授業を充実した形で行うのは難しいでしょうから、少人数のゼミを増やすことを少し考えた方が良くもかもしれません。

(2) 法律実務基礎科目に実務家を多く配していることも効果のある授業を行える事と思います。特に法曹倫理については、通り一遍の講義では中々身につけませんので、弁護士会の協力を求めるなどして、なるべく多くの実務家との接点を考えることが大切でしょう。

(3) 法律実務基礎科目の中の民事実務演習で、要件事実・事実認定を扱っていますが、1で述べましたように、前期修習が廃止されている現在、ここはかなり力点をおく必要があると思います。まず、民事紛争においては、この要件事実と事実認定が最も重要と言っても過言ではありません。これを2単位で間に合わせるには相当の努力が必要でしょうから、よほど授業内容を工夫し、それこそ学生と双方向授業を頻繁に行わなければならないでしょう。後述しますが、特に前期修習がなくなった今、実務修習に入る前に法律の基礎的知識の習得が強く求められていることを考慮して頂きたいと思います。

また刑事実務演習AとBが選択になっていますが、選択にするのが時間的にやむを得ないのであれば、少なくともA選択の学生に刑事裁判実務の一部を、B選択の学生に捜査手続の一部を加味して教える配慮は必要と思います。

(4) 以上を通観して、法科大学院自身が、憲法・民法・刑事の一部で補講が必要であることを認識し、この改善のために教育方法の再検討を考えているのは正しい方向でしょう。

3 教育方法

(1) 前期修習のなくなった今、司法試験に合格した者は、合格した段階で、(ア)法律(特に民法)の基礎的理解、(イ)これを事実に当てはめて考える力と調べる力、(ウ)それを文章及び口頭で表現する能力について相応の能力を具備しているはず、であることを

前提として実務修習に入ることになります。司法試験のみでは上記（ア）～（ウ）の能力を完璧にチェックすることはできません。前期修習があれば、その期間中に他の修習生と自分を比較し、自己に不足している基礎的な法的能力を認識し、自らその修得に勤めることが比較的容易でしたが、この修得をしないままに実務修習に入ってしまうと、各 2 ヶ月しかない分野別の実務修習期間では無駄に時間が経過するだけで、充実した実務修習を送れないばかりか、最低限の知識・能力を修得しないままに最後の集合修習に入ってしまうことになりかねません。司法修習生として、条文の読み方、民法の基本的な考え、判例の読み方、基本的な経験則を理解していなければなりません。各 2 ヶ月の分野別修習では時間の関係や現に動いている生の事件を扱うという性質上、そう手取り足取りしてこれらの知識・技能を教えることはできません。また新司法修習を受ける修習生の一部には、口頭表現はある程度出来ても、文章で自己の考え方を論理的に表現する能力に劣るものが散見されると言われています。ですから、法科大学院においては、より法的知識の基礎的分野に力点を置くとともに、法的理解を文章化する機会を与えることを考えて頂ければと思います。

（2）少人数における双方向的・多方向的な密度の高い教育を行うことは正しい方向で、これを十分に実践すべきですが、実際の受講生数を見ると、やや多いのではないかという感があります。入学定員の問題もありますし、具体的な科目においては少人数で行われているのですが、10名～15名を越すと効果的な双方向な授業は困難と思います。難しいでしょうが、受講希望者を調整するなりして、なるべく少人数化を図れるようお願いしたいと思います。

（3）学習環境として専用の自習室に各人の特定した個席を設け、24時間、土日も使えるという点は申し分ないものと思います。また、ゼミ室も豊富にあり、学生達がそれらを活用していることも素晴らしいことで、大きな効果が期待できると思います。

4 成績評価及び修了認定

成績評価方法の周知がなされ、評価の公平性が担保されており、単位認定に対する異議申し立て制度が存在することは正しい方向だと思います。ただ、問題は評価の内容であり、学生数の割に再試験受験者が少ないような気がします。どうでしょうか。また、ここを修了すると、ほぼ2～3年のうちに司法試験に合格しなければならないとすると、全体の底上げが必要と思いますが、これからの課題でしょうか。

5 教育内容等の改善指導

この改善指導は重要で、札幌弁護士会から派遣された教員に対するアンケートを行っていることも良いと思います。一般に大学で学生にアンケートをとるのに疑問を感じずる向きもあると思いますが、法科大学院は、司法試験合格、法曹養成という決まった目標があるのですから、学生からの視線は重視してよいと思います。

6 入学者選抜

特別選考で「顕著な社会的実績を有する者」、「法学以外の分野で顕著な実績を有する者」を入学させることは有意義なことで、この方向は推し進めるべきでしょう。また、他大学卒業者を多く迎え入れるのも、他大学の情報を得ることができるなど好ましい点があると思います。入学者選抜については、他に特に指摘することはありません。

7 学生の支援体制

(1) 教育するにあたっての人的、物的支援体制にはそれほど問題はないと思われるが、生活面について、カウンセリング体制の充実にもう少し力を入れてみてはどうかと思います。まず、「法科大学院の目的」は司法試験合格、法曹養成という決まったものですから、司法試験受験に向けて、自分の勉強方法が解らない、授業についていけないという学生への対策がどうしても必要となります。また、3回という制限された受験回数から来るプレッシャーも大きいものと思います。しかし、実際の相談では、自習室や LAN 環境整備や教材配布など、物的な面への要望が多いとのことですが、これが本当に実態なのか、考えてみる必要はないでしょうか。学生達は、授業が解らないのは「自分のせい」と思い込んでしまっている場合も結構あります。この方面での相談担当は、むしろ司法試験勉強の経験を持つ実務家教員が向いているような気がします。

(2) 生活支援の中の各種ハラスメント相談で気を遣わなければならないのはセクハラ相談だと思います。実務家教員の中に女性教官もいるようでしょうし、いなければ学外の弁護士に依頼するとかの方法を考えることも良いのではないのでしょうか。

(3) 法科大学院は司法試験合格、法曹養成という目的を持った組織なので、企業等への就職支援という概念は本来ないはずなのですが、実際に3回以内に合格できなければ、他の方面へ進むしかありません。ただ、3回の受験に至らずとも、「法曹に向いていない」と判断される学生に対しては、なるべく早期に他の方面への進路指導を考えることも必要です。その意味で、キャリアサポート委員を置いて担当させていることは良い効果を生むと思います。

8 教育組織

特に申し述べることはありませんが、司法修習期間が1年となった今、やはり実務家教員を多く配置することは考えていかなければならないでしょう。

9 管理運営等

特に意見はありません。

10 施設、設備及び図書館等

かなり充実しており、特段の意見はありません。

11 北海道大学法科大学院については、ほとんどの点で問題はないと思いますが、いくつか気の付いたことを申し述べてみました。ただこれは、プラス評価だけしていたのでは何のための外部評価かわかりませんので、かなり細かく見て行って問題点を見つけ出し、意見を述べたというのが実情です。事前に送られてくる資料はかなり多く、十分に目を通す余裕もありませんでしたし、出来れば実際の授業をもっと見てから評価したかったと思います。その点、不十分なあるいは偏った評価になった点もあるでしょうが、申し訳ないと思っています。なお、今後の評価にあたっては、ヒアリングの時間をもう少し多くいただければと思ったことはあります。今後の参考にしていただければと思います。

北海道大学法科大学院外部評価報告書

村岡 啓一

(一橋大学教授・一橋大学法科大学院長)

はじめに

本報告書は、北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻（北海道大学法科大学院。以下「北大法科大学院」という。）から提供された資料および平成20年7月付「自己点検評価書」に基づくヒアリング調査の結果を参照して作成したものである。今回の評価にあたって、私には、同じ規模の法科大学院の教育及び管理に携わる者として、特に「教育内容や教育方法」に関する自己点検の結果についての外部評価（「自己点検評価書」76頁）を求められているものと理解したので、主としてこの点につき、意見を述べることとする。

1 教育目的について（第1章）

北大法科大学院が「大志ある法曹」という標語の下で養成しようとする法律家像は、ゼネラリストの資質を備えたスペシャリストというバランスのとれた法律家であり、現代社会の要請に応えたものといえ、教育目的は明確である。

2 入学者選抜について（第6章）

北大法科大学院の特色は、多様な分野から多彩な人材を獲得するために、多様な入試制度を考案し実施している点にある。一芸に秀でた者を法曹界に誘うために未修者枠に特別選考制度を設けるほか、未修者選考基準において、適性試験枠や小論文枠を設ける重点選抜を行うなどの工夫を凝らしている点は、司法制度改革審議会意見書の理念を忠実に実現するものとして、高く評価できる。

しかし、法曹養成の入口で、法律知識の素養がない多様な人材（以下、「純粹未修者」という。）を多数取り込むことは、反面において、一芸に秀でてはいるものの法曹になる資質を欠いている不適格者をも選抜する危険を抱え込むことも意味する。また、法曹となる資質を備えている純粹未修者を3年間で新司法試験合格レベルまで引き上げるために、純粹未修者に対応した特別の教育が必要となる。この意味で、北大法科大学院の現行入試制度を維持する限り、特に純粹未修者に対する教育内容及び教育方法が問題となる。

3 教育内容及び教育方法について（第2章、第3章）

そこで、純粹未修者の観点からカリキュラムを眺めるならば、1年生の基礎プログラム7分野17科目の選択必修は、いささか負担が重過ぎるのではないかという感想を持つ。「自己点検評価書」45頁によれば、原級留置者が1年生に集中しているが、この内実が純粹未修者であるとするれば、純粹未修者は基礎を十分に咀嚼できていないのではないかという推

測が成り立つ。北大法科大学院が未修者のために民法、刑法につき補講として実務家による基礎ゼミを開設していることは、早い段階から実務を意識させるという点で優れているが、逆に、最も基本となる法律科目の時間が不足していることを「補講」という位置づけが示しているようにも思われる。同様に、1年生科目の担当教員による学習指導など肌理の細かい対応や、2年次の未修者クラスと既修者クラスの区別（ただし、習熟度別クラスの扱いはしていない）等は、教員の側にも純粹未修者に対する特別の教育上の配慮が必要であるとの意識が働いているように思われる。仮に、肌理の細かい配慮にもかかわらず、純粹未修者が基礎プログラム全体の履修につき時間的に咀嚼不十分な状態にあるとすれば、カリキュラム改革を含めた基礎プログラムの見直し（例えば、基本五科目への集中など）も検討課題となりえよう。

2年次、3年次の法律実務基礎プログラムにおける札幌弁護士会との連携には目を瞞るものがある。その一方で、司法修習と連動する民事要件事実教育や刑事事実認定が単一の2単位科目の中で行われていること、模擬裁判が課外授業とされていること、法文書作成を目的とした独立科目がないこと、エクスターンシップの参加率が4割程度であることなどをみると、もう少し、実務系科目を充実させる余地があるように思われる。派遣弁護士に対する謝金という経済上の問題は、大学のみならず弁護士会の責任においても克服は可能であろう。

4 成績評価及び修了判定について（第4章）

北大法科大学院の成績評価及び修了認定は適切である。それにもかかわらず、平成20年度新司法試験において、いわゆる「受け控え」の人数が増加した点は気になる点である。新司法試験の合格ラインについての修了者の自己認識と修了認定（法科大学院側の品質保証）との間に乖離があるのか否かについては、分析をする必要があると思われる。なお、北大法科大学院では進級判定及び修了認定にGPA基準を採用していないが、法曹になる資質を欠いた者の判別と本人の納得のためにはGPA基準の活用は有効であるので、より厳格な進級・修了認定のためには導入につき検討の余地がある。

5 その他の優れた点について（第5章、第7章から第10章）

学生の意見を集約するシステム、授業評価・相互批評システム、クラス担任制及び学生委員による心身面・生活面を含む学生支援体制、キャリアサポート委員の創設などは、優れた制度として高く評価できる。また、施設・設備を含む教育環境、教員組織、管理運営組織も素晴らしく、問題がない。

しかし、法科大学院の運営に必要な予算は必ずしも十分とはいえず、総長裁量経費に依存しない恒常的な予算枠が確保されるべきである。特に、今後、拡大が予想される実務系科目を担当する実務家確保のためには多大な経費がかかるので、大学法人本部には特段の配慮をお願いしたい。

最後に

法科大学院一般の問題として、「未修者の二極分化」という現象に伴い、下位に低迷する
純粹未修者に対する教育をどうするかが問われている。北大法科大学院は、積極的に純粹
未修者を採用してきた先駆的な存在であるだけに、最も先鋭な形でこの問題に直面してい
るということができる。北大法科大学院は、自己点検評価書の中でも言及しているとおり、
自らの課題を適切に把握し、既に、その克服に向けた検討を開始しているので、是非とも、
未修者教育におけるパイオニアとして成果を出していただきたいと念願している。同じ未
修者教育の問題を抱える一橋大学法科大学院としても、北大法科大学院の努力に対し心か
らのエールを送るとともに、問題克服のために協働していけることを切に希望する。

北海道大学法科大学院外部評価報告書

山本 克己

(京都大学教授・京都大学法科大学院長)

1 はじめに

この評価書は、平成20年10月31日に実施されたヒアリングに基づき、北海道大学法科大学院の現状について、筆者の評価を明らかにするものである。なお、筆者が京都大学法科大学院長を務めている関係で、以下での評価は京都大学法科大学院との比較に基づく部分が多いことをお断りしておく。

2 教育目的・教育内容

北海道大学法科大学院の教育目標の基本は、①基本的法分野における体系的で深い理解、②先端的・応用的法分野における専門的知識、③これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識、という3種類の知識を備えた法曹の養成にあると理解している。したがって、3種類の知識の修得は、北海道大学法科大学院の教育内容の主要部分を構成していなければならないと考えられる。このような観点からカリキュラムを点検すると、①の知識は基礎プログラムと深化プログラムに属する科目群によって、③の知識は法実務基礎プログラムに属する科目群によって、十分な修得が可能な状況になっていると評価できる。これに対して、②の知識は先端・発展プログラムによって修得されるべきものであるところ、知的財産法・経済法関連科目の充実度に比して、他の先端的・応用的な法分野の科目数・単位数がやや見劣りする感は否めない（特に環境法）。しかし、これも北海道大学法科大学院の個性あると考えれば、このことに対して必ずしも消極的な評価を下すべきではなかろう。

なお、個別的な論点であるが、ヒヤリングにおいては、一部の学生が文書作成の重要性を必ずしも認識していない旨の説明があった。しかし、法曹が言葉、特に文章化された言葉を用いて他人を説得する職業であることを考えると、学生の文章作成能力を向上させるための教育を行うことは、単なる司法試験対策に止まるものではなく、法曹の卵を育てる上で必須のことであると考えられる。したがって、どのようにすれば、受験指導であるとの非難を受けることなく、学生の文書作成能力を向上させることができるかを検討すべきであると考えられる。

3 入学者選抜

北海道大学法科大学院が行っている入学者選抜で特筆すべきは、「顕著な社会実績を有する者」と「法学以外の分野で顕著な実績をあげている者」を対象とする特別選考の制度であろう。多様な人材を法曹界に送り込むことが法科大学院の重要な使命の1つであることを考えると、北海道大学法科大学院が特別選考を実施していることは、高く評価されるべ

である。ただし、法科大学院開設5年目に入った現時点においては、特別選考制度の理念がどれほど実現されているかを、入学後あるいは修了後の追跡調査を通じて検証することが必要であろう。

また、一般選考と特別選考に係る入学試験が、札幌と東京の2会場で実施されていることにも、敬意を表したい。

最後に、一般選考のうちの未修者枠での選抜方法については、入学後の学業成績との相関関係を調査するなどして、より適性の高い学生を選抜できるよう、恒常的な検討が必要であると考えられる。特に小論文試験の内容をどのようなものとすれば、法学に適性のある学生を選抜できるかが問題である。もっとも、これは北海道大学法科大学院に固有の問題ではなく、すべての法科大学院に共通する課題である。

4 進級・修了要件、成績判定

多くの法科大学院がGPA制度を導入するなどして進級・修了要件を厳格化していることに鑑みると、北海道大学法科大学院の修了要件は「甘い」との印象を免れない上に、進級要件は存在すらしていない。修了要件は実務界から要望されている修了生の品質保証の観点から重要である。また、進級要件を設けないことは、一見学生フレンドリーであるように見えながらも、上級の学年で勉学するだけの水準に達していない学生を進級させてしまい、その学生に消化不良を起こさせるだけになる可能性を秘めている。したがって、何らかの形で進級・修了要件の厳格化を図る必要があると考えられる。

成績評価については、同一科目を複数クラスで開講する場合であっても、その複数の科目を同一の教員が担当しているために、クラス間での成績評価のばらつきが生じる余地がない。この点は、複数のクラスを複数の教員で分担している京都大学法科大学院から見れば、羨ましい点の一つである。そして、複数のクラスを同一教員が担当することによって、習熟度別のクラス編成が可能になっていることも、中小規模の法科大学院ではあたり前のことなのかもしれないが、筆者の目には特筆すべきものであると映った。ただし、上述の進級・修了要件の厳格化は、成績評価の厳格化を伴わなければ、実効性を確保できないから、成績評価の厳格化に取り組むことも必要であろう。

5 施設・設備

北海道大学法科大学院の施設で最も印象深かったのは、各学生に自習のための固定席の机と本棚が与えられていることである。学生定員が多い国立の法科大学院でこのような自習環境を整備することは非常に困難であり、京都大学法科大学院においても固定席の自習スペースを用意できていないため、北海道大学法科大学院の自習室の充実ぶりは羨ましくさえ感じられた。自習室の中には教室を転用した大部屋も存在するが、このことは特に問題にする必要がないと考えられる。自習室の各机にLANコンセントがついていることも、現在求められている学習環境の一般的な水準を満たすものであるとすることができる。

これに対して、法科大学院においては学生の自主的な勉強会によるグループ学習が非常に有用であると考えられるにもかかわらず、北海道大学法科大学院の施設には、学生が授業時間外に集まってディスカッションをするためのスペースがやや不足しているように感じられた。今後、このようなスペースが更に整備されることを期待したい。

6 結語

以上、やや辛口の評価を下した項目もあるが、多数の優秀な教員を擁して、バランスのとれたカリキュラムに基づいて教育活動を実践している、北海道大学法科大学院の現状は総じて望ましいものであると評価できる。法科大学院制度が岐路に立っている現在、北海道大学法科大学院がその長所を伸ばしていくことによって、法科大学院制度の定着に大いに寄与されることを祈念して、この評価書を閉じることにする。

IV 北海道大学法科大学院外部評価委員名簿

北海道大学法科大学院点検評価専門委員会委員名簿

1 北海道大学法科大学院外部評価委員名簿

上野 徹 : 株式会社文藝春秋代表取締役社長
向井 諭 : 弁護士・北海道弁護士会連合会理事長
村岡 啓一 : 一橋大学教授・一橋大学法科大学院長
山本 克巳 : 京都大学教授・京都大学法科大学院長

2 北海道大学法科大学院点検評価専門委員会委員名簿

松久三四彦 : 法科大学院長
池田 清治 : 法科大学院点検・評価専門委員会委員
小名木明宏 : 法科大学院点検・評価専門委員会委員
白取 祐司 : 法科大学院点検・評価専門委員会委員
長井 長信 : 法科大学院点検・評価専門委員会委員
林 靖 : 法科大学院点検・評価専門委員会幹事



逞しい幹から年々若葉を繁茂させる
榆の巨木をもって法学部を象徴し、
あわせてその木陰での親睦の思い出
をこめた。

背景の榆の形と意味を一緒にして、
「北法」ないし「榆法」と読む。

北海道大学法科大学院 自己点検評価書・外部評価報告書 第1号
2009年3月発行

編集・発行人 法科大学院長 松久三四彦
発行所 北海道大学法科大学院 札幌市北区北9条西7丁目
